

第三期

昭和二七（一九五二）年四月二八日から昭和四九
（一九七四）年まで

（一）宗教法人化関係

【一七三】宗教法人「靖国神社」設立公告（昭和27年8月1日）

宗教法人「靖国神社」設立公告

このたび、左記の通り宗教法人法による宗教法人「靖国神社」を設立することになりましたので、同法附則第五項の規定により、同法第十二号第三項の規定に従つて公告します。

昭和二十七年八月一日

設立者

東京都千代田区九段三丁目六番地

宗教法人「靖国神社」

主管者 筑波 藤 磨

【一七四】靖国神社社憲（昭和27年9月30日靖国神社達第五九号）

靖達第五十九號

「靖国神社社憲」を左の通り定める。

昭和二十七年九月三十日

靖国神社宮司 筑波 藤 磨

靖国神社社憲

（昭和二十七年九月三十日）
（靖国神社達 第五十九号）

前 文

本神社は明治天皇の思召に基き、嘉永六年以降國事に殉ぜられたる人々を奉齋し、永くその祭祀を齋行して、その「みたま」を奉慰し、その御名を万代に顯彰するため、明治二年六月二十九日創立せられた神社である。いやくも本神社に職を奉ずる者は、その任の輕重、職域の如何を問はず、深く本神社を信奉し、祭神の御神徳を体し、清明を以てその任に當り、祭祀を厳修し、祭神の遺族・崇敬者を教導し、御社運の隆昌を計り、以て万世にゆるぎなき太平の基を開き、本神社御創立のよつて立つ安國の理想の實現に一意邁進しなければならない。

第一章 總 則

（名 稱）

第一條 本神社は靖国神社と稱する。

（目 的）

第二條 本神社は御創立の精神に基き、祭祀を執行し、祭神の神徳を弘め、その理想を祭神の遺族・崇敬者及び一般に宣揚普及し、社運の隆昌を計り、万世にゆるぎなき太平の基を開き、以て理想の實現に寄與するを以て根幹の目的とする。

第二章 祭 祀

（祭 祀）

第三條 本神社に於て行ふ祭祀を分ちて、恒例及び臨時の二類とする。

2 臨時の祭に關しては時に臨みて定める。

（恒例祭）

第四條 本神社の主たる恒例祭は左の通とする。

新 年 祭

一 月 一 日

春季例大祭

自四月二十一日

天皇御誕辰奉祝祭

自四月二十三日

御創立記念日祭

自四月二十九日

みたま祭

自六月二十八日

秋季例大祭

自六月二十九日

明 治 祭

自七月十三日

月 次 祭

自七月十六日

朝御饌祭

自十月十七日

夕御饌祭

自十月十九日

（式）

第五條 本神社に於て行ふ式を分ちて、恒例及び臨時の二類とする。

2 臨時の式に關しては時に臨みて定める。

（恒例式）

第六條 本神社の恒例式は左の通りとする。

孝明天皇後月輪東山陵遙拜式

一 月 三十日

大 祓 式

六 月 三十日

明治天皇桃山陵遙拜式

七 月 三十日

神宮神嘗祭遙拜式

十 月 十七日

大正天皇多摩陵遙拜式

十 月 二十五日

大 祓 式

十二 月 三十一日

第七條 祭祀執行に關する細部に關しては、別に規程を以て定める。

第三章 職 員

（神 職）

第八條 本神社に左の神職を置く。

一 宮 司

一 人

二 權 宮 司

一 人

三 禰 宜

若 干 人

四 主 典

若 干 人

五 宮 掌

若 干 人

第九條 宮司は宮司推薦委員會の推薦した者につき、崇敬者總代會の同意を得て定める。

第十條 宮司は祭祀に奉仕し、社務を總理し、本神社を代表し、宗教法人靖國神社の代表役員となる。

2 宮司は規程を布達し、職員の定数を定めその進退及び表彰・懲戒を行ふ。

(權宮司)

第十一條 權宮司は崇敬者總代會の同意を得て、宮司が任命する。

2 權宮司は宮司を佐けて祭祀に奉仕し、社務を整理する。

(宮司の代理者)

第十二條 宮司が欠けたとき、又は病氣その他の事由により久しきに亘つて職務を行ふことができないときは、權宮司を以て代理者とし、權宮司事故ある時は上席の禰宜を以て代理者に充てる。

(禰宜)

第十三條 禰宜は宮司・權宮司の命を受けて祭祀に奉仕し、社務を分掌する。

(主典)

第十四條 主典は上職の命を受けて祭祀に奉仕し、社務を分掌し又は社務に従事する。

(宮掌)

第十五條 宮掌は上職の命を受けて祭祀に奉仕し、社務に従事する。

(仕女)

第十六條 神職の補助として、仕女を置くことができる。

2 仕女は上職の命を受けて神樂に奉仕し、社務に従事する。
(資格)

第十七條 神職として必要な資格に関しては、別に規程を以て定める。

第二節 事務職員

第十八條 本神社には神職の外、事務を處理するために左の事務職員を置く。

- 一 主事 若干人
- 二 事務員 若干人
- 三 技術員 若干人

第十九條 主事は上職の命を受けて社務を分掌し又は社務に従事する。

第二十條 事務員・技術員は上職の命を受けて社務に従事する。

第二十一條 必要に應じて、第十八條に規定するもの以外の職員を置くことができる。

第四章 宮司推薦委員會

(宮司推薦委員會)

第二十二條 宮司推薦委員會は左に掲げる者を以て組織する。

- 一 權宮司及び禰宜の職にある者
- 二 宗教法人靖國神社規則(以下「規則」といふ)による責任役員の中、前號に該當する者以外から一人
- 三 崇敬者總代の中から一人

第五章 崇敬者及び崇敬者總代

(崇敬者)

第二十三條 本神社を信奉する祭神の遺族、その他の崇敬者を以て、本神社の崇敬者とする。

(崇敬者總代)

第二十四條 本神社に崇敬者總代(以下「總代」といふ)十名を置く。

(選任)

第二十五條 總代は本神社の崇敬者で徳望の篤いものにつき、宮司が委嘱する。

2 總代の任期は規則による總代の任期とする。

第六章 財務

(財務)

第二十六條 本神社の財産はすべて本神社の目的のために使用し、いやくも之を他の目的に使用し又は濫用してはならない。

第二十七條 本神社の財産は規則の定めるところにより之を運営する。

第七章 部課

(部課)

第二十八條 本神社には社務を處理するため所要の部課を置く。
2 部課の構成及びその分掌事務に関しては、別に規程を以て定める。

第八章 補則

第二十九條 本社憲施行に必要な細部に關しては、別に規程を

以て定める。
第三十條 本社憲は總代の同意を得なければ、之を變更することが出来ない。

附則

1 本社憲は本神社が宗教法人として設立の登記をした日から施行する。
2 本社憲施行の際、現に職員職にある者は本社憲による職員とみなす。

3 本社憲施行の際、現に崇敬者總代の職にある者は本社憲による總代とみなし、その任期は本社憲施行の日より起算する。

[編者注…この文書は、その後の改正を反映したものである。]

【一七五】宗教法人「靖国神社規則」（昭和27年9月30日靖国神社達第六〇号）

靖達第六十號

「靖国神社規則」を左の通り定める。

昭和二十七年九月三十日

靖国神社宮司 筑波 藤 磨

宗教法人「靖国神社規則」
（昭和二十七年九月三十日）
（靖国神社達第六十号）

第一章 總 則

（名稱）

第一條 本神社は宗教法人法による宗教法人であつて、「靖国神社」といふ。

（事務所所在地）

第二條 本宗教法人（以下「法人」といふ）の事務所は、東京都千代田区九段三丁目六番地に置き、これを「事務所」といふ。

（目的）

第三條 本法人は明治天皇の宣らせ給うた「安國」の聖旨に基き、國事に殉ぜられた人々を奉齋し、神道の祭祀を行ひ、その神徳をひろめ、本神社を信奉する祭神の遺族その他の崇敬者（以下「崇敬者」といふ）を教化育成し、社會の福祉に寄與し、その他本神社の目的を達成するための業務を行ふことを目的とする。

第二章 役員その他の機關

第一節 代表役員及び責任役員

（員數）

第四條 本法人には五人の責任役員を置き、そのうち一人を代表役員とする。

（資格及び選任）

第五條 代表役員は宮司をもつて充てる。

2 代表役員以外の責任役員は、左の各號により總代會の意見を聞いて、代表役員が任命する。

一 権宮司又はその他の神職の中から一人

二 前號によつて責任役員となつた者以外の職員の中から一人

三 本神社崇敬者の中から二人

3 宮司その他の職員資格及び選任は、神社の規程たる靖国神社憲（以下「社憲」といふ）で定める。

（任期）

第六條 代表役員の任期は宮司の任期による。

2 代表役員以外の責任役員の任期は三年とする。但し再任をさまたげない。

3 補欠に因る代表役員以外の任期は前任者の残任期間とする。

4 代表役員及び責任役員は、辭任又は任期満了後でも、後任者が就任する時まで、なほその職務を行ふものとする。

（代表役員の職務權限）

第七條 代表役員は本法人を代表し、その事務を總理する。

第八條 責任役員は役員會を組織し、本法人の事務を決定する。

2 事務は責任役員の定数の過半数で決し、その議決權は各々平等とする。

第二節 代務者

（置くべき場合）

第九條 左の各號の一に該当するときは、代務者を置かなければならない。

一 代表役員又は責任役員が死亡・辭任・任期満了等の事由に因つて欠けた場合において、すみやかにその後任者を選ぶことが出来ないとき。

二 代表役員又は責任役員が病氣・旅行その他の事由に因つて、三月以上その職務を行ふことが出来ないとき。

（資格及び選任）

第十條 代表役員の代務者は、宮司の代理者を以て充てる。

2 前項の宮司の代理者は、「社憲」で定めるところにより選任する。

3 代表役員以外の責任役員の代務者は、第五條第二項第一號・第二號による者については職員より、第三號による者については崇敬者の中から代表役員又はその代務者が任命する。但し前條第二號の場合にありては、本人の意見を聞いて、代表役員又はその代務者が任命する。

（職務權限）

第十一條 代務者は代表役員又は責任役員に代つてその職務權限を行ふ。

（退職）

第十二條 代務者はその置くべき事由がやんだときは、當然その職を退くものとする。

第三節 假代表役員及び假責任役員

第十三條 代表役員は本法人と利益が相反する事項については、代表權を有しない。この場合に於ては、代表役員以外の責任役員が合議して、假代表役員を互選しなければならない。

2 責任役員はその責任役員と特別の利害關係がある事項については、議決權を有しない。この場合においては、第五條第二項第一號・第二號による者については崇敬者の中から、總代會に於てその議決權を有しない責任役員の員數だけ假責任役員を選定しなければならない。

第四節 總代會

（組織）

第十四條 本法人に總代會を置き、社憲で定める崇敬者總代（以下「總代」といふ）十名を以て組織する。

（招 集）

第十五條 總代會は隨時代表役員が招集する。

2 總代の過半数の請求があつたときは、總代會を招集しなければならない。

（選任及び任期）

第十六條 總代は本神社の崇敬者で徳望の篤いものにつき、代表役員が委嘱する。

2 總代の任期は三年とする。但し再任をさまたげない。

3 補欠總代の任期は前任者の残任期間とする。

4 總代は辭任又は任期満了後でも、後任者が就任する時までなお在任する。

（任 務）

第十七條 總代會は本規則で定める事項の外、本神社の運営について役員を助け、これに協力する。

第五節 社務所

（権宮司等の事務掌理）

第十八條 権宮司は社憲で定めるところにより、祭祀に奉仕する外、代表役員を佐けて事務を整理する。

第十九條 禰宜は社憲で定めるところにより、祭祀に奉仕する外、代表役員の命を受けて事務を分掌する。

第二十條 主典は社憲で定めるところにより、祭祀に奉仕する外、上職の命を受けて事務を分掌し、又は事務に従事する。

第二十一條 宮掌は社憲で定めるところにより、祭祀に奉仕す

る外、上職の命を受けて事務に従事する。

第二十二條 仕女は社憲で定めるところにより、祭祀に奉仕する外、上職の命を受けて事務に従事する。

第二十三條 主事は上職の命を受けて事務を分掌し、又は事務に従事する。

第二十四條 事務員・技術員は上職の命を受けて事務に従事する。

第二十五條 宮司・權宮司・禰宜・主典・宮掌・仕女・主事・事務員・技術員は社憲で定める職員とする。

2 社憲で定めるところにより、必要に応じて前項以外の職員を置くことができる。

3 職員の定数は宮司が定める。

4 權宮司以下の職員の進退は宮司が行ふ。但し懲戒により職員を被免しやうとするときは、總代会の全員の同意を得なければならない。

第六節 顧問及び囑託

(選任等)
第二十六條 本法人に顧問若干人を置く。

2 顧問は役員會の議決を経て、代表役員がこれを委嘱する。顧問の任期は三年とする。

(任務)
第二十七條 顧問は本法人の重要事案について代表役員の諮問に應ずる。

第二十八條 代表役員は特定事項處理のため、囑託を置くことができる。

第七節 會計監査員
(選任及び任期)

第二十九條 本法人に會計監査員二人を置く。
30 會計監査員は總代の互選した者につき、代表役員が委嘱する。

31 會計監査員の任期は一年とする。但し再任をさまたげない。

(任務)
第三十條 會計監査員は何時にても本法人の會計書類・帳簿を檢閲し、會計經理の状況を監査することが出来る。

第三章 財務

(財産管理の名義)

第三十一條 本法人の財産は、神社の名義をもつて管理しな

ればならない。

(資産の区分)

第三十二條 財産は基本財産・特殊財産及び普通財産とする。
2 基本財産とは、不動産その他本神社永續の基根となる財産であつて、左に掲げる財産について設定する。

一 土地・建物その他の不動産
二 公債・社債その他の有價證券
三 永遠保存の目的で積み立てた財産
四 基本財産として指定された寄附金
五 第四十三條によつて基本財産に編入された財産

3 特殊財産は寶物及び什物について設定する。
4 普通財産は特殊財産及び基本財産以外の財産、財産から生ずる果實並びに一般の収入とする。

(特殊財産及び基本財産設定及び變更)

第三十三條 基本財産若しくは特殊財産の設定又は變更しやうとする時は、役員會の議決を経て、總代会の定数の過半数の同意を得なければならない。

(基本財産の管理)

第三十四條 基本財産たる現金は、普通財産と區別して、確實な銀行に預け、その他適當に管理しなければならない。

(財産の處分等)

第三十五條 左に掲げる行爲をしやうとするときは、役員會の議決を経て、總代会の定数の過半数の同意を得て、更に法律で規定するものについては、法律で規定する手續をしなければならない。但し第三號及び第四號に掲げる行爲が緊急の必要に基くものであり、又はこの模様替が輕微で原形に支障のないものである場合、及び第五號に掲げる行爲が一時の期間に係るものである場合は、この限りでない。

一 不動産又は財産目録に掲げる寶物を處分し、又は擔保に供すること。
二 當該會計年度内の収入で償還する一時の借入以外の借入、又は保證すること。
三 本殿その他重要な境内建物の新築・改築・増築・移築・除却又は著しい模様替をすること。
四 境内地の著しい模様替をすること。
五 本殿その他主要な境内建物若しくは境内地の用途を變更し、又はこれらを本神社の宗教目的以外の目的に供すること。

(經費の支辨)

第三十六條 本法人の經費は、本神社崇敬者の奉納金・賽銭・財産から生ずる果實その他の収入をもつて充てる。

(會計年度)
第三十七條 本法人の會計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(豫算の編成)
第三十八條 本法人の歳入歳出は、豫算を以て定める。
2 豫算は毎會計年度開始の一月前迄に編成し役員會の議決を経て、總代会に報告する。

(豫算の追加及び更正)
第三十九條 必要があるときは、役員會の議決を経て、豫算の追加又は更正することが出来る。
2 前項の場合には、總代会に報告する。

(特別會計)
第四十條 必要があるときは、役員會の議決を経て、特別會計を設けることが出来る。
2 前項の場合には、總代会に報告する。

(豫備金の設定及び使用)
第四十一條 豫算外の支出又は豫算超過の支出に充てるため、豫備金を設けることが出来る。
2 豫備金を使用する時は、役員會の議決を経なければならない。

(出納の完整)
第四十二條 當該會計年度の出納は、その年度終了後一月で閉鎖し、出納に關する事務はその閉鎖後一月以内に完整し、會計監査員の監査を受けて、總代会に報告するものとする。
(歳計剰余金の處理)
第四十三條 歳計に剰余を生じたときは、これを翌年度に繰越し、また豫備金に編入し、又は役員會の議決を経て基本財産に編入することができる。

(財産目録の作成)
第四十四條 財産目録は、毎會計年度終了後三月以内に、前年度末現在により作成し、會計監査員の監査を受けて、總代会に報告する。

第四章 補則
(代表役員等の責任)
第四十五條 代表役員及び責任役員は、常に法令規則に従い、本神社の特性・慣習及び伝統を十分に尊重して、本法人の業

務及び事務の適切な運営をはかり、その保護管理する財産については、いやしくもこれを他の目的に使用してはならない。

2 代表役員及び責任役員は、宗教法人の事務に關する権限は、當該役員が宗教法上の機能に對するいかなる支配權その他の權限を含むものではない。

（規則の變更）

第四十六條 本規則を變更しようとするときは、役員會の議決を経て、總代會の定數の三分の二以上の同意を得、更に法律で定める手續をしなければならぬ。

（公告の方法）

第四十七條 本法人の公告は、機關紙「靖國」に一回掲載し、及び社務所の掲示板に十五日間掲示して行ふ。

（細則）

第四十八條 本規則の施行上必要な規程は、役員會の議決を経て、代表役員が定める。

第四十九條 規則に定めがない細部のことについては、本神社の伝統慣習による。

附則

- 1 本規則は設立の登記をした日から施行する。
- 2 従前の規則は廢止する。
- 3 本規則施行當初の代表役員及び責任役員は左の通りとする。

代表役員 筑波 藤 鷹
責任役員 (無記名)
全 右
全 右
全 右

4 第十四條後段の規定及び第十六條の規定に拘はらず、本規則施行の際、現に崇敬者總代たる者をこの規則による總代とし、その任期は本規則施行の日より起算する。

5 本規則施行の際、現に存する舊宗教法入靖國神社の職員は、本規則による職員とみなす。

〔編者注…この文書は、その後の改正を反映したものである。〕

【一七六】憲法調査会第三十八回總會議事録（昭和34年12月2日）

午後一時四十分開會

（昭和三十四年十二月二日）
（於 内閣總理大臣官邸）

（略）

○高柳會長（略）

それでは、「日本国憲法運用の實際」のうち、「基本的人權に關する事項」の調査に入ります。

本日は、参考人としておいでくださいました參議院議員草葉隆円氏及び東京大学教授岸本英夫氏に御説明を承わることになります。草葉参考人は、厚生大臣、その他社会保障に關するお仕事に多年携わられておられる御経験から、社会保障を中心に、また、岸本参考人は、宗教学の權威であられ、前に日本宗教学會の會長であられ、現に常務理事でもあられる方でありまして、信教の自由を中心にお話を承わることになっております。

（略）

○高柳會長（略）

次は、先ほど御紹介申し上げておきました岸本参考人にお願いたします。

○岸本参考人 新しい憲法が實際に運用されてみた結果として、その新憲法と日本の宗教との間において、どういふ問題がおこつておるか、それにつきまして、私の見るところをお話しようということですが、私は法律のほうは全く素人ですが、宗教を研究しておる宗教学者という立場から少し申し述べてみたいと思ひます。

それを考えるのには、まず新しい憲法が制定されるころの宗教問題の事情、そのへんから考えていく必要があるかと思ひます。新憲法ができる前後に、宗教関係者の間には、どうかして信教の自由を確保したいという関心が異常なまでに昂まつていたのであります。それは一般の基本的人權を説く思想家の間だけではありませんでした。ことに明治前後からできた新しい宗教に關係のある人々、またキリスト教の關係者から非常に熱心な希望があつたのであります。すなわち、基本的人權に關して、信教の自由はどうしても確保しなければいけないという

希望であります。それは憲法第二十條の一番初めの、「信教の自由は、何人に對してもこれを保障する。」というところの問題です。なぜ一部の人の間に、このような非常に異常な関心があつたかを先ず考えて見なければならぬと思ふのであります。旧憲法でも、実は法文の上では、信教の自由は立派に保障されていたのであります。旧憲法第二十八條に「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」とあります。問題は、それが、この言葉通りに必ずしも行われなかつたところにあります。そのために新憲法に際してのそういう要望がおこつたのです。どのような点で、それが行われなかつたかを考えて見ると、それが今日の憲法と宗教の關係にどう反映しているかがわかると思ふのであります。いろいろの点がありますが、大きくは、三つの点を指摘することができると思ふのであります。

その第一は、旧憲法下においても、明治維新前後以降、一般に新しいたくさんの宗教が日本におこつてこようとしたのであります。しかし、そうした新しい宗教に對しては、禁圧、弾圧がしじゅう行われておりました。明治以降の宗教史をみて方針をとつておつたのではないかと思ひられるほど、いろいろの禁圧、弾圧があつたのであります。これによつて苦しんだのは、当然、そのころから日本の中に發生して、新しく生長しつゝあつた宗教、また外国からそのころ入つてきた、キリスト教であります。教派神道、——神道十三派とも申しまして、教派神道といつても必ずしも神道ではないのであります。徳川幕府から明治の初年にかけてできた宗教を教派神道という名で總稱されていたのであります。——この中には弾圧の苦しい経験をした宗教がたくさんあります。天理教は、その著しい例でありました。十三派の中に属しません。大本教とか、人の道教団とかは、被害者であります。多くの場合に、不敬罪にひつかけてやられました。またキリスト教もさまざまな弾圧をうけておりました。これからは、そういうことは、あつてはならないのだというのが信教の自由に對する熱烈な要望になつていたのであります。

第二の問題は、それとちよつと方面がちがいますが、国家神道に關連した信教自由の問題でありました。日本の明治憲法のもとでは、信教の自由の保障をしながら、一方では、神社を國家の管理のもとにおきました。國家と神社とを結びつけていたものであります。それは、具体的には、どういふことかと申しますと、主要な神社の經濟的な監督や補助を國家がし、また神職

の任免に政府の意見が加わり、また神社の崇敬を国民一般の義務とするというようなことであります。とくに信教の自由の問題とひつつかつてきたのは最後の点であります。国民の中には、必ずしも神社にお参りしたくない者がおります。神社参拝が国民全体の義務ということになると、そういう人たちにとつて、当然問題が起つてきたのであります。例えば小学校の先生が生徒たちを神社に連れていくとします。その中に、キリスト教の家庭の子弟がある場合に非常に困ることになった。そういうような問題が、信教自由の問題として、そこに起つてきたのであります。

そこで、考えて見なければならぬのは、なぜ一方に、旧憲法第二十八条による国民の信教自由の保障があるにもかかわらず、神社神道というものが国家神道でありえたか、すなわち、国教であり得たかということであります。もしも、神社神道をも一つの宗教であると考えるとすれば、これは、なかなかむつかしい問題になつたはずであります。それに対して、日本の政府は、一つの解釈を与えてきました。それは、神社神道というものが宗教であるかどうか、これはいろいろの学説があり議論があつて、容易に結論が出ない、よくわからない、はつきりわからないから、行政的にだけ、これを宗教としては取扱わなうという建前をとることにするというのが、当時の解釈だつたということであります。そういう建前によつて、国家神道は、ほかの宗教とは特別の取扱いをされてきた。それが、宗教の信教の自由の問題にからまつてきたところに、第二の問題があつたのであります。

第三番目の点は、国家の宗教に対する基本的な考え方、宗教を監督あるいは利用しようとする一般的態度であります。旧憲法時代の建前は、国が宗教を指導すべきだというのが根本の考え方だつたかと思われまゝ。宗教教団は、常にその経営ぶりを政府から監督される立場にあつたのみならず、その当時のいわゆる大きな国家的な政策が行われた場合には、どれほどかの圧力を加えて、宗教教団を活用したり、利用したりしたのであります。そういう傾向が強かつたので、宗教教団の側では、内心、それに迷惑を感じて抵抗しながら、中には迎合の風も生じてきたりしました。御用教団のような性格をもつものもできて、心ある宗教家は、眉をひそめるようなことにもなつたのであります。そのような弊害が、旧憲法の末期、ことに戦時下の態勢になるとますます強くなつてきたのであります。教会で日曜礼拝のときに先ず教育勸語を捧読しないと礼拝を許さない

とか、いろいろ問題がありました。ついに敗戦ということになり新憲法の制定の気運がおこつてきたのであります。

新しい憲法では、どうしても、本当に、実質的に信教の自由が行われるものをつくつてもらわなければならないという気運が強かつたのは、そのようなわけでありました。本当に信教の自由が守られるような憲法にするためには、ただ信教の自由を強調しただけでは、法律の建前上、まだ弱いので、もう一つ別な条件が、入つてきているのであります。それは、信教の自由に加うるに、国家と宗教とはつきり分離することであり、また、これはもう一つ別の条件であります。信教の自由と、国家と宗教との分離という二つの条件が入つてきた。それが、今の憲法だと思ひます。

この気運というのは、実はそれより前から出ております。終戦後であります。マッカーサー司令部から、重要な指令がいくつが出ました。その一つが、十二月に出た神道指令であります。その中に、すでにその辺の消息は伺われるのであります。神道指令以前から、一般の戦争挑発行為に関係があつた国家機関は、廃止したり、改変したりするという建前でありました。国家神道も戦争挑発に強く関係したというようにマッカーサー司令部は解釈しておりました。そこで、神道指令の主旨は、もし国家神道というものが、もし、普通の世俗的な国家機関と同じ種類の単なる国家機関であれば、当然廃止されなければならぬ。しかし、国家神道が、神道という宗教であるとするならば、これは信教の自由で、国民の基本的な人権の問題になるから、つぶしてはならないという基本的な考え方の上に立つていました。それで、神道が国家から離れて、一つの宗教としての神社神道になるならば、それはそのまま存続して差し支えない筋になります。これがマッカーサー司令部の理論であつたと思つてあります。その結果として、神道は、神社神道という今日のよきな形で、国家から離れて宗教として存在し続けることになつた。ここにすでに国家と宗教とを分離するという考え方が窺えるように思つてあります。この同じ精神が新憲法にも継承されました。新憲法を読むと非常に注意深く国家と宗教の分離ということが強調されております。御存じのことと思ひますが、憲法第二十条の、さつき読みましたあとの続きであります。「……いかなる宗教團體も、國から特權を受け、又は政治上の權力を行使してはならない。」「何人も、宗教上の行為、祝典儀式又は行事に参加することを強制されない。」「神社に行つて拝むことを強制されたくはない」という空氣が反映したと思

うのであります。またさらにあとで述べます。——続きまして、あとに学校教育との関係にもなりますが、「國及びその機關は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」と実にはつきり述べられております。

世界のいろいろな国を見て見ましても、信教の自由を保障してある国、これは非常に多い、近代国家はほとんどそれだと思つてあります。しかし、国家と宗教とはつきり分離してある国は、私は専門外でよく知らないのではあります。それほどたくさんあるように思ひます。この二つは別の問題でありまして、信教の自由を保障しながら国教をもつてある国があります。イギリスは、その例です。スカンジナビヤ諸国は、みなそうです。日本の新憲法はそういう意味で、信教の自由、それから国家と宗教の分離という、この二つものをつたて前としておるのであります。これが憲法と宗教との問題を考える場合には非常に大事な点になつてくるのであります。

さて、この新憲法が、戦後の日本ではどのように行われたかをみたいと思ひます。大筋から見ますと、これは、憲法の精神通りに行われたといえるように思つてあります。政府は、それまでの宗教に対する監督者の立場を全く捨てました。宗教に対して、ほとんどノー・タッチになりました。文部省の中に、宗務課という小さな課があります。これが仕事がなくして困つてゐる状態になりました。つまり言葉をかえてはいます。宗教というものが、政府の側から見ると野放しになつたわけでありました。歴史的に見て、宗教は、そのほうが健全に発達するのであります。宗教団体が権力が富かの、いづれかと結びつくことは、いつでも、宗教の本来の精神から見ると、禁物であります。権力と富に結びつく宗教教団の経営は楽になり、派手になります。宗教的精神はおとろえてしまふのが普通のことです。したがつて、野放しにされました結果として、長い歴史をもち、大きな組織をもつ既成の宗教でも、実際の活力のないものは、目に見えておとろえてきておると思つてあります。それに反して生きた力をもつたものは、ぐいぐい伸びてきておる。これは全体としては、大へんにいいことだと思つてあります。これは、しかし、その間、やはりいくつかの問題はあります。その問題を三つばかり取り上げて、御参考としてみたいと思ひます。

第一の点は、新憲法下に新しい宗教が乱立したということであり、今までのように政府からの監督や圧迫がなく、新しい宗教はのびさないと云ふような空氣が全くなくなつてしまつ

たので、雨後の荀のように、新しい宗教が出てきました。旧憲法下では、新しい宗教がおこつてこようとしても、政府の圧迫がありましたので、新しいものはいろいろ古い宗教のひさしを借りて、その宗教の一派だと称していたのであります。神道本局という派がありましたが、その一派だと称しているものが、たくさんありました。日蓮宗や真言宗の一派だといつていたものもありました。これが今は堂々と一派をたてることのできるようになりました。それらも併せて、非常にたくさん宗教が出てきました。戦後、余り正確でないいろいろな統計がありますが、新しい宗教が六百くらい出てきたかと思ひます。恐るべき数であります。その中には、非常にすぐれた、洗練されたものもあるが、どうかと思うものも少くはないのであります。宗教とはいえないような、いろいろな迷信的なもの、社会に害があると思われるもの、呪術まじないふうのものなどもたくさんおこつてきて、それが大きな社会問題になつてきておるのであります。つまり宗教の自由が、新しい宗教をたてる自由となり、それが行き過ぎて、とめどがなくつてくる傾向は、多少あるのであります。宗教法人法というものができて、宗教団体に対して特別な恩典を与えられることになりました。免税をはじめ、いろいろの特典が与えられています。現在宗教法人が約十八万くらいありますが、中には、果してこれが宗教団体であるかどうか、疑わしいものもないのであります。そういうものが野放しになつておる実情には、多少問題があると思ひます。もちろんこれも一部の人が心配するほどのことではないのだと私は思ひます。おのずからお互の間に新陳代謝して、いいものが残つていくことになるのだと思ひます。ただ、そうした場合に、今度は、国は監督しないたて前ですから、権威による干渉はないわけでありまして、それをフルイにかけていくための方法は、世間の価値批判と、国民の宗教的教養が向上することにありと考へます。迷信的なはやり神には、おかしくて誰もお詣りはしない、八卦見には誰も占いをたのまない、ということになれば、新宿の通りに占いがずらつとならんでおるといふような近代国家としては珍らしい光景はなくなるはずで、ところが、その点について、今の日本のあり方を見ておると、必らずしも、事態は、満足すべきものではないのであります。新聞、雑誌等を見ておりましたが、世間の宗教に対する批判というものは、破壊的なものが多い、また、なんというか、宗教をふざけてこつけないものとしての批判はあるのであります。

すが、建設的なものは少いことが顕著だと思ひます。つまりそれは国民の宗教的な教養が低いから、世論に建設的な批判をする力がない。宗教というものは、いろいろの考え方があつて、人間に精神的な理想を与えて、そして人間の悩みや、苦しみを解決するものと考えてよいと思ひます。そういう働きが、長い間の人間の努力で、次第に洗練されてきておると思うのであります。日本人一般には、そういう宗教の洗練してきた歴史をしていては少ない。近代的宗教がなを目的としていくかを、しつてる人も少くない。それが世論の批判の弱さになつて現われているのではないか。しかし、それも一般的に教養が高くなればよいのであります。ところが、日本の宗教教団といふものは、仏教を初めとして、西洋諸国の宗教教団のあり方とちがひ、国民の、信者の宗教的教養を高める働きが弱いのであります。日曜学校のようなものが、充分に発達しておりません。そういう施設によつて、日本の国民といふものが、宗教的教養をたかめることができるような社会の仕組みになつていないのであります。それならば、学校教育はどうか。日本は学校教育が非常に行き届いておりまして、社会的教育の役割を主として学校教育でやつておられます。学校教育では、そういうことはできないだろうかということをお考へて見ます、そこに憲法との関係の二番目の問題が出てくるのであります。

そこで、第二の問題に移ります。二番目の問題は、憲法の国家と宗教の分離というたて前が行きすぎたため、日本の学校教育、公立学校教育では、宗教に関して、ほとんど全くふれることが出来ない状態になつておるといふ問題であります。つまり、憲法からいふと、学校教育と宗教の問題、ということになります。先ほど読みましたように、憲法には、「國及びその機關は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」とあり、国民の税金でできておる公立の小学校、中学校、高等学校といふのは、ちやうどそれに当てはまる「國及びその機關」であります。ですから、いかなる宗教的活動をすることもできない、これは一面当然なのであります。ある特定の宗派の教義を公立の学校で教えることになると、これは信教の自由という問題にもなつてきます。私は、根本的な考え方としては、宗教といふものは、人間の問題に終極的な解決を与えるものと理解しておられます。たくさん宗教があるということ、それぞれがちがつた解決の方法を提供しておることになります。しばしば宗教は、自分のところの方法を強調するあまり、自分のほうの解決方法だけが唯一の方法だと主張する結果になり、そ

れが宗教の不寛容の態度となつて現われます。ですから、もしも国民の税金で経営しておる学校で、一つの宗派の教理だけを教えることを許すと、人間の問題、人生の問題に対する特定の解釈と解決の方法だけを、国がオーソライズしたことになるから、これは不都合であります。一宗一派の宗教教育を公立の学校でしてはならないことは当然であります。しかし人生の問題に対して、特定の宗教の解決方法だけを教えてはならないということ、学校では、人生の問題一般のことを考えたり、人間がそうした問題に対して、どのような解決方法を考え出したかということについてのひろい知識を学んだりすることすらしてはならないということとはすつかり別のことです。先ほど読みました憲法の条文は、そのような一宗一派の宗教教育を禁止するという意味だったのであります。言葉は、宗教教育を禁止するという表現になつております。先ほど読みました条文のおしまいに「國及びその機關は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」とあります。これは関係外の方から見ると、なんでもないように見えるかもしれませんが、実は、宗教教育といふのと、宗派教育といふのでは大へんちがひがあります。アメリカのマッカーサー司令官の考へていたのは、「宗派教育」の禁止であつたのですが、それが憲法の表面には、「宗教教育」として出てしまつたのであります。宗教教育といふ言葉が使われたために、それが、その言葉の額面通りとられまして、公立学校では、宗教のことにふれてはいけない。公立学校では、宗教に関する知識を与えてはいけないし、宗教的の人生の問題を論じていけないし、そういうものについてさわつてはいけないのだと、ことさらに宗教を無視した教育が展開してきた傾向があるのであります。先生たちの間では、宗教をこわがる風ができて参り、それが公立学校の精神教育の大へん大きな穴になつておると思われまして。戦後の日本の国民の宗教的教育的レベルがあがつてこない大きな原因の一つは、ここにあると思われのであります。文部省でも、憲法ができてから、じきにその点に気がついたらと見えて、憲法から半年あつた教育基本法の中では、できるだけそれを広げた解釈を与えようとしておるのであります。教育基本法の第九条を御覧になると、特に宗教教育の問題にふれまして「宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。」と述べております。さらに、「國及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。」と、

「宗教教育」という言葉の上に、とくに、「特定の宗教のための」という言葉をつけています。特定の宗派のためのものでない一般の宗教教育は別だと、言外に主張しているのではありません。しかし、これは説明すれば、そのようにわかるのでありますが、やはり宗教教育という言葉は、憲法にそのまま出ておりますので、そのほうが強いというものが強いので、やはり宗教にさわることはタブーという感じになっております。もし万一、憲法改正があるならば、この点を御考慮願いたいと思います。われわれ宗教学者の立場からいいますと、もし、条文の骨組みを、そのまましておくならば、「宗教教育」という言葉を「宗派教育」とかえていただきたいのであります。その部分をとつてしまつても別に差支へないように思われるのであります。「國及びその機關は、いかなる宗教的活動もしてはならない。」ということだけで、宗派教育は十分に防げますから、おとしまつてもいいと思うのであります。おとさないとするならば、「宗派教育」とはつきり変えていただかないと、宗教による精神教育はタブーになるおそれがあるのであります。

最後の第三番目の問題点は、神社神道の問題であります。先ほど新憲法制定以前の事情としてその問題を申しましたが、旧憲法時代には神社神道は國と直接に結びついていましたが、それが國から切り離されて、今の神社神道となりました。その統括団体としては神社本庁というのがあります。必ずしもすべての神社が統括されておるわけではありませんが、大体そういう形で、全國に八万の神社があるのであります。しかし過去に、そうした國と結びついた歴史があるので、今でもやはり神社というものは國と結びつくべきだ、結びつきたいという希望や動きがあります。あちら、こちらにその動きが出ております。それが新しい憲法が生み出したもう一つの問題だと思ひます。一番目立っているのは、伊勢神宮をどうするか、靖国神社をどうするかという問題です。これらを國家と結びつけることはできないだろうかということが、いろいろな角度から論ぜられております。これに関して、いろいろな議論をここで詳しく申し上げる時間はないと思ひますので、憲法との関係がどうなるかという点だけを中心にして、考えてみたいと思ひます。

たしかに神社神道というものは、仏教とか、キリスト教とか、あるいは天理教とか、金光教などの教派神道とかいうものとは性格のちがつたところのある宗教であります。性格がちがつたと申しますのは、たとえば、キリスト教とか、仏教とかいうよう

な宗教は、一人の人がそれをとき始めた。すなわち教祖があります。教祖の人格のまわりにだんだん人が集つてきてきてきた宗教団であります。宗教学者は、これを創唱者によつてはじめられた創唱者の教団、創唱の宗教などよんでおります。ところが神社神道は、そういうような沿革でできたものではないのであります。日本文化とともに自然にできてきた宗教であります。自然宗教という言葉でよんでいる種類の宗教の一つであります。これは、高度に文化の発達した民族では比較的珍らしい宗教であります。珍らしいと申します意味を根本にさかのぼつて分析しますと、日本人というような一つの民族が、日本というような一定の場所に、数千年來、文化の原始時代から、ずつと動かずに住んでおるものが、世界の文化史上、比較的珍らしいと思はれるのであります。大抵の民族は移動してしまつて、元のところにはいないのであります。島國で、向うは太平洋だつた關係で、われわれは先祖以來の同じ土地で、生活を営んできました。原始時代以來同じ地理的条件のもとに、この土地で、文化を展開させてきました。そういう文化史的條件の中に、われわれはおります。そこで、外から見た形態の上ではその未開時代の宗教の姿がそのまま残つておる。つまり昔の人たちの拜んだ山が、岩が、海が、そのまま同じなので、宗教の形態も、その姿を余り変えずに残つておるのであります。もちろん民族の文化は、だんだん洗練されてくるのであります。もちろん宗教の内容もだんだん洗練されてくるのであります。だから外から見ると創唱宗教とちがつていて、プリミティブであるように見えるが、実は、プリミティブではない、内容的には、大変に洗練されているのであります。というようなわけで、神道が、日本にあるほかの宗教と非常にちがつた特殊な性格の宗教であることはたしかであります。

しかし、それにしても、それが、やはり、宗教であることは、動かすことができないように思ひます。今日われわれがもつておる宗教に関する定義をいろいろ考えて見ても、そうでありませぬ。百以上もある宗教の定義を分類して見ると、大体三つ位に分けられます。一つのグループは、宗教というものは、神と人間との關係だという線で定義しております。第二のグループの定義は、宗教は人間の情緒的な面における神聖性に着眼して、宗教の特徴と見ています。第三のグループは、宗教というものは、人間の究極的な解決をはかるものと考えて、定義して見ます。そのようないろいろの定義を頭の中において、いろいろな角度から神道を眺めてみますと、やはり宗教と考えるの

が、一番適當のように思はれるのであります。これを宗教でないとすれば、神社神道という社会集團は、道德集團であるか、儀礼的集團であるか、修養集團であるか、リクリエーション集團であるか、職能集團であるかでありませぬ、どうも、そのどれともいふことがしつくりしない。宗教教団と考えることが、やはり、一番適當と思はれるのであります。

さて、かりに、神道は、一応、宗教だということで、問題を押えらんとします。明治時代の、旧憲法時代の解釈のように、ずいぶん乱暴な議論だつたと思ひますが、神社神道は行政的には宗教として取扱われないとすれば、また別であります。宗教であることを認めてかかるとすると、その立場からは、問題は、割合にはつきりしてくるように思ひます。日本の新しい憲法は、先ほど申したように、単に信教の自由だけではなくて、國家と宗教の分離をはつきりうち出してあります。どの宗教でも宗教を國と結びつけることは、この点でひつかかると思ひます。したがつて、憲法をかえない限りは、宗教である神道が、ふたたび國家と結びついて、國家神道となることは、憲法違反になると思ひるのであります。

その問題をもう一步、進めて考えると、次におこる問題は、それでは、憲法のたて前をかえてまで、神社神道をもう一ぺん國家と結びつける必要があるかということでありませぬ。國家神道を認め得るようには憲法をつくりかえることと、信教の自由を強調し、國家と宗教の分離を主張する今の憲法の精神を尊重することと、どつちがより大切かという問題になります。だんだん展開していく時代の趨勢というものも併せて考えなければならぬように思ひます。文化的に進んだ國ほど、だんだんそういう方になつて、國家と宗教とを分離する態勢をとつておるといふことを考えてみるべきでありませぬ。したがつて神社神道の問題は、それが特別の形態の宗教であることは十分に認めながら、宗教であるという基本的な点ではほかの宗教と同じように取扱ふこと以外にはないように思ひます。神道の特殊性については、それを認めるように解決のしようがあると思ひます。その解決のし方は、憲法のレベルまで問題をもつてゆかないで、もう少し低次の法律でできるものではないかと考えます。そして、やはり、信教の自由、國家と宗教の分離という、この憲法の精神は尊重されていくことが望ましいのではないかと考える次第であります。

ただ、日本の文化事情が、一般的に申して西洋とちがいます。ことに宗教になりますと、西洋の文化、キリスト教を中心にし

た文化伝統は大へんちがう。日本は、神道と仏教が中心になっております。そのほか、たくさん宗教があります。そこには西洋流に考えた宗教の理解だけではうまく処理できないたくさん問題があるのだと思います。そういう意味も汲みながら、二つ、三つの問題を申し上げて見たわけであります。

○高柳会長 ありがとうございます。どなたか御質問……。

○山崎副会長 岸本参考人にお伺い申し上げたいと思います。お話のございました伊勢神宮は、現在では憲法第二十条の宗教の中に入りまして、したがって現行法では宗教法人法の適用をうけておられることは御承知の通りでございます。現在では神宮所在地の三重県知事の統括のもとにあります。ところが伊勢神宮に関する限りにおきましては、国民感情から申しまして、また多年のわが国の歴史的伝統から考えましても、三重県知事の統括下にあるのはおかしいのではないかとする議論がある。したがってこれを現在の憲法の、いわゆる宗教からははずして、御本体であります神宮を第一神宮ということにして、神楽殿とかタイムの頒布とかいわゆる宗教行為に属しますものは第二神宮として宗教法人の適用をうけさせてもよいが、第一神宮は外すべきであるという意見が今日相当ておられるわけでございます。そこで参考人のお話にございましたが、憲法ではこのままにしておいて、憲法以下になにかの法律その他で、国家神道といいますが、これについては方法を考えたらいいじやないかということでございますが、そういう方法が伊勢神宮について考え得られるものでありますかと、これを伺いたいのと、今申し上げますように、伊勢神宮が三重県知事の統括下にあることは、なんと考えても、われわれ了解しにくいような点もありませんので、そういう点についても、参考人の御意見も伺いたいし、宗教の定義については、ただいま参考人から三点ばかりお話がございましたが、伊勢神宮も三点の中に入るように伺ったと思うのであります。その点について改めて先生の御意見を伺いたいと思います。

○岸本参考人 伊勢神宮が、ただいま申しましたように、特殊な一つの宗教と申しますか、仏教やキリスト教とはちがった神社神道という、自然宗教的な特殊な形態のものであることはつきりみとめてよいと思います。特殊な形の宗教であるということ、第一にみとめていい点でありましよう。したがって宗教といえはすぐにキリスト教的な宗教だけを考えるという傾向が、一般にそこはかとなくあるとすれば、伊勢神宮が、そういうように簡単に押えられないところに問題が残ることはわかり

ます。

それから、現在問題になつてゐる事柄から考えるとすれば、例えば伊勢神宮に御神体として祀つてある八咫鏡の問題があります。これは天皇の、皇位継承の御印の一つでもあります。それが新憲法の結果、現在では、国から離れた一つの民間の神社としての伊勢神宮の所有に属してあります。法律的にはその神社の代表者たちが相談すれば、売ることも捨てることもできるたて前になつてゐる。これはとんでもないことだという議論がずいぶん強いということをきいております。そういうことにのせて、神宮を国家と結びつけようという動きがある。これは伊勢神宮というものを、単純に一つのものとして考えるところに問題があるのではないかと思ひます。実際はもつと複雑である。例えば日本の国民と伊勢神宮との関係の面から見れば、われわれ宗教学者の立場としては、どうしても宗教だというより外はないと思ひます。参詣する人を、みなアンケートで調査して見ればいいのですが、大部分の人が宗教の定義にあてはまるような条件を備えてゐるというところは、動かさないと思ふのであります。ですから全体を国家と結びつけるのは、やはり憲法をかえなければできないと思ひます。まず、憲法をかえることが先決問題だと思ひます。しかし、そこまではゆかず、伊勢神宮全体の問題とせず、御神体だけの問題ならば、よく考えていけば、別の解決方法もあるのではないかと思ひます。御神体は、なにも「私的」な資格である伊勢神宮の所有である必要はなく、これを皇室の御所有に移してもいいのではないかと思ひます。法律的な言葉はどうなるかわかりませんが、伊勢神宮が拝借して管理してゐるという関係にする。そうしておけば、神宮の人たちだけが相談して処分するという心配は、全くなくなりません。しかし、伊勢神宮の民衆に対してもつておる働きは、宗教としてでなければ考えられない。そこで問題がある。神社神道の特性を、ほかの宗教とどういう点で区別するか、そこに根本的な問題があるのであります。

○大石委員 今、神社のお話が出ましたが、私もこの点についてお伺いしたいと思います。日本で神社というものと国家というものとの関係を完全に断ち切らなければならぬものだと、神社の国家性を法律の上で断ち切るようになったのは、お説のように、昭和二十年十二月十五日の神道指令からだとも私も考えております。旧憲法下においては、お説のように、神社を宗教だとは法制の上では憲法学者は考えていなかった。お説のように、憲法学者を除いた宗教家であるとか他の方々の間では、神

社は宗教的施設か否かについては、かなり議論が斗かわされて、どつちともけりがついていない状態にあつたように私も見ておりますけれども、憲法学者の間では、旧憲法下において、信教の自由が憲法上の国民の権利として認められておりながら、誰も神社を宗教的施設とは認めていなかったものであります。これが憲法が變つてから、神社は宗教であつて、そのことは疑いがない、というように実は變つておる。憲法学者の間でも、そういうふうになつてきておる状態になつておるのですが、これは、日本人が自発的に定めるといふよりか、マツカーサー司令部の神道指令の、神社といへども一般宗教と区別すべきものではないというメモランダムが出てから、それにつかかつて今日まで惰性で見ておると私は見ておるのです。しかし、こう申しても、憲法の上で重要なのは、抽象的に神社は宗教的施設かどうかということが重大な点ではなくて、憲法でいうところの宗教の中に神社というものが入るかどうかが、こゝが私には非常に重大だと思ふのであります。憲法を離れて宗教かどうかということとは一つの問題でありませんが、憲法でいつておる宗教に、わが国の神社が入るものかどうか、こゝが私どもは非常に重大だと考えております。私どもは伊勢神宮でも靖国神社でも、その本質は国家の精神的基礎の問題だと考えてゐる。だから国家を離れて人間のよりどころとしての絶対者たる神があるのか、ないのか、こういうことは関係がない。宗教の本質は、国家とはなにも関係がない。ところが伊勢神宮だとか、靖国神社になると、日本の国家というものを離れて、ああいう存在はない、ああいうものの国家性は本質的だといふわけで、憲法にいつておるところの宗教の施設の中に入らんと考えておるのです。それだから私は旧憲法下においては、いろいろ学問の上では議論があつたけれども、国家的処置としては、神社というものを一般宗教の中に入れてこなかつた、こう考へるのです。岸本参考人は、旧憲法下において、宗教の自由が保障されておるにかかわらず、神社が一般宗教的施設とは切り離されて扱われておつたその理由を、どのようにお考へになつておつたかという点が第一点です。

それから第二点は、日本では都会生活のものになると、生活の本拠は絶えず移り変わりがはげしいのですが、地方にいくと、今日でも同じであります。宗教の自由が保障されておるにもかかわらず、同時に神棚をもつておつて、そこになんらの矛盾を考へない。個人の安心のよりどころを求めるとしての絶対者の神ならば一人について一つあればいいのに、日本の古い農村

地帯にいくと、そういうように神棚を祀つて、仏壇を祀つてちつとも矛盾を感じておられないように見える現状は、一体どこからきておるのであるか、そういう点がお聞きしたい第二点です。

それからもう一つは、例えばこれはどこの国でも同じであります。国民の一つの共同社会ということになると、国民をして結合せしめる精神的な中心をなすものがある。ソ連などでの国家でいえば、建国の精神ということでマルキシズムがあるが、マルキシズムは宗教か、どうかの点については、私は、そういうようには考えられんものだろうかと思うのであります。しかし、日本の従来国家が保護してきた神社というものは、国家のそういう精神的結合の中核としての性格が本質をなしておつたものだから、国家がどうしても関係をもたざるを得ない状態にきておつたように見えるのです。この点は岸本参考人はどのようにお考えか、神社の国家性というものは、今日においても憲法がどう定められておると、性質としては、そういうものとお考えなされておられるかどうか、そういう点について、簡単にでも承われば結構です。

○岸本参考人 御質問の点が、三つ、四つありましたが、あるいは、私の頭の中でごつちやになつてしまつたかもしれません。一番初めの明治憲法時代には、憲法学者は神社を宗教と考へてなかつたという点ですが、これは、あるいは憲法学者と宗教学者と議論がわかれるところかもしれません。私どもの考え方としては、かりに、ここにある一つの不思議な生きものがあるとして、法律上それをどう取扱うかという問題がおつたとします。それが、猿だろうか、人間だろうかが問題になつたとします。その場合、基本的に猿とか、人間とかきめるのは憲法学者の仕事ではなくて、生物学者にたずねることになると思います。生物学者の意見をきいた上で、人間という答申がきたら人間として取扱えばいい、猿という答申がきたら猿として取扱えばいいのであります。神社神道が宗教かどうかということも、基本的には、憲法学者がおきめることではなくて、宗教学者がきめることかと思ひます。宗教学者の意見を尊重して下さることが学問の分業というものではないかと思ひます。それで、大体、お答えになるだろうと思ひます。憲法学者のほうから御異論があるかもしれません。御異論もまた議論として成立するかもしませんが、私どもはそういうように理解するのであります。

第二の点は、明治時代には、なぜ神社神道が国家神道であり

得たかという御質問でありました。これには、今申しましたような神道の性格のあいまいさの問題も、一方に含まれているのであります。また、その当時の国家的事情も含んでおると思ひます。しかし、もつとも大事な点は、明治憲法は、信教の自由は強調しておりますけれども、国家と宗教の分離ということは、それほど強くいつていないという点であります。私は、法律は素人ですが、例えばノルウェー、スエーデンの憲法を見ますと、信教の自由は保障しながら、一方、国教として改革派ルーテル教会をおくともいつてる。国民は生れると、一応いやだといわれない限り、この国教会に入ることになります。信教の自由は保障しているのですから、国民の一人々々が自分はいやだといえ、それで、すぐ国教会から離れることができ。その意味で信教の自由を保障しているのであります。明治憲法には、そういうニューアンスもあるのではないか。ですから、明治憲法では、神道というものがかりに宗教であるうとなかろうと、その如何にかかわらず、信教の自由は保障するということではないかと思ひます。ところが、先ほど申し上げたように、新憲法では、国家と宗教の分離を強くうたつております。そこで、神社神道と国家とを結びつけるためには、神社神道は宗教でないということをいい切るか、あるいはもう一つのやり方として、憲法をかえるかしかない、論理的にどつちかになると思ひます。私は、憲法学者でないもので、憲法を変えようというのを主張しては、憲法学者でないので、憲法をかえることと結びつけるとすれば、先ず順序として憲法をかえることのほうが、理論的に先決問題ではないかと考えているだけであります。

それから日本人の間での二重、三重信仰の問題であります。これはいろいろありまして、結婚式は神道、お葬式は仏教です。これいろいろあります。これは日本の宗教の特徴であると考えられます。キリスト教、イスラム教、ユダヤ教などは、自分の宗教しか信じてはいけないという点を非常に強調します。ところが、仏教をはじめ東洋の諸宗教はその点きわめて寛容です。したがつていろいろなものが一つの組織の中にとけ込んでおる。それに、日本の文化的事情に基礎をおいた長い伝統が手伝つて、不思議な存在を展開しておるのだというように思ひます。この問題は必ずしも憲法の問題とは関係がないと思ひますが、御質問がありましたので……。

○大石委員 もちろん向うが神道指令を出した意図は、憲法制

定のいきさつからするとうと、今の日本国憲法の宗教に関する規定は、明らかに神社を頭においてこの憲法ができておると私どもには見えるのです。今、国際宗教学研究の所長をやつておられるウツグードさんがおられますが、あの人に聞きますと、実は占領軍の意図を体して考えていたが、なにも神社をつぶすということに目標があつたのじやなくて、いかにしたら神社を生かすことができるか、つぶさせまいとして神社というものを宗教と同じように取扱つたのだ、そうでないと戦争の精神的基礎は神社にあつたのだから、おそらく元も子もないまでに徹底的につぶされたのかもしれないといった趣旨の話をきいたことがある。すると、宗教としておけば残されるという意図があつたのだ、そういうように仰しやつたように私は記憶しておるのであります。しかしながら私ども日本人の側からいけると、経済的な破壊とならんで、日本人を結合せしめておるところの精神的基礎の破壊に占領政策が向けてきたものと見ておるので、やはり憲法の信教の自由という名において、神社を国家から切り離すという政策は、日本弱体化の有力な意図が出ておるやうに私どもは見ておつたのです。それで神社は宗教かどうかということは、ウツグードさんにいわせると、かえつて神社を生かさせる手段と考へております。この規定は、日本の国家の精神的きざなを断ち切るためのもので、向う側の見るところでは、日本の戦争意図というものの精神的源泉というものは神社精神によつたというように見ておつたのじやないか。私どもは、その当時の日本を戦争に押しやつた理由が、よかつたか、わるかつたかという問題と国家を統一せしめる精神的核としての神社というものを尊重して敗戦後でもいくべきものかどうかという問題と、このところが非常に混同されておるやうに見えるのです。この点について岸本参考人の批判的御意見でも伺えれば結構です。

○岸本参考人 私も、実はあのへんの事情は多少しつておると思ひます。と申しますよりも、ある意味では、一番よくしつて一人かと思つております。いろいろこんがらかつた事情があつたのであります。大事な点で、今でも覚えておるのは、あの当時、伊勢神宮の問題は向うでも非常に問題になりました。それに関連して、伊勢神宮というものを日本側はどういう風に考へておるかということが、問題の焦点になりました。私は、マッカーサー司令部のトップの連中の最高政策というものは、ありません。しかし、宗教政策の実際に扱つていた人たちの考え方は、よく知つていました。その人たちは基本的な人権として宗

教を守ろうということをお本気で考えていました。二つの国の戦いと、それとは別だという考え方でした。あの連中はこう考えておりました。すなわち考え方は二つあるが、日本としてはどつちをとった方がよいか。一つは神社神道を宗教と考えることで、もし、そうでなければ、西欧の観念で、もう一つ理解できることは、伊勢神宮を皇室の門祖先の廟だと考えることだ。これもわかる。ただ純粹に廟であるならば、宗教的活動はしないものでなくてはならない。廟と称しながら宗教的活動をすれば、その限り宗教になつてしまふ。たとえば、伊勢神宮に参拝して、一家繁栄の祈願でもこめて来るということになると、宗教と区別がつかないことになる。伊勢神宮は、そのどちらなのだろうか。そのどつちであるかはつきりさせて、その形で残こそうということでした。当時、日本側には、神祇院を中心にして、最高審議機関としての委員会がありました。そこでえらい方が相談した結果、初めは廟というたて前で、なんとしても伊勢神宮を残すように努力してほしいということでした。それで私も一生懸命に、その解釈を展開していきました。ところがやがて日本の委員会から、私に連絡があつて、いろいろ調べて見たら、伊勢神宮の経費は、宗教としての収入で、主として支えていた。ですから、宗教という解釈に変更して、それで守つてくれということでした。そういう事情があつたので、向うから一方的に押しつけられて宗教にされたというのは、必ずしも真実ではないと思うのです。もちろんあのとき、今後とも国家の機関であることを主張するといえ、つぶされるところに、追いつめられていたことは事実といえます。ともあれ日本側の発意で、神社は宗教であるという宣言をしたのであります。私ども宗教学者として、はじめから神社は宗教だと思つておりましたのでそれに賛成したのであります。

○広瀬委員 岸本参考人にお伺いしたい。参考人は神社は宗教だと解釈するのが妥当だ、それから宗教である神社は日本国の特色といつてもよい、そうお考えになるのでしょうか。日本の神社というものは特別なものだといふお話があつたが、その点、日本国の神社というものは特色があるというようにお考えになつておりましたか。

○岸本参考人 日本国の特色と仰しやる意味がよくわかりませんが……。

○広瀬委員 私の考えを申し上げると、日本の神社は日本国の特色だと思つておられます。伊勢神宮もそうだし、また靖国神社もそうだし、村にある神社も日本の特色だ。私は、やはり日本と神

社は一体不離なものだ。私の申し上げたいのは、日本という国には一つの生命があると思う。日本国に生命がある、見せるわけにいかないが日本国の生命として日本の神社がある、こう私は思うのであります。つまり日本国の生命の中に神社はあるのだ、だから一体不離だ。そこに問題がある。憲法上宗教は自由だということはいいと思う。もう一つ、あなたが主張してお認めになつておるとり、日本の憲法では信教は自由だ、しかし国家と切り離してしまふと書いてある、すなわち「いかなる宗教團體も、國から特權を受け、又は政治上の權力を行使してはならない。」こういう工合にして、宗教というものを國家から切り離しております。私が伺いたい問題はここにある。私は神社が宗教であつて結構だ、しかし、私は神社は國と一体である、そう思う。日本国の特殊の生命の中には神社がある、そしてそのように本來あるところの神社を、すなわち宗教たる神社を憲法の規定で切り離すというところに無理があると思うのです。

そこでまず、あなたにお伺いするのは、日本国に生命というものがあり、その中に神社が特色あるものとして一体になつておるのだとお認めになるのでしょうか。もしお認めにならないければ別ですが、お認めになるならば、日本国の憲法が神社と國家を切り離すところに無理があるのだと思う。その点についての御意見を……。

○岸本参考人 私も、いろいろな国のさまざまな宗教を觀察する機会がありますので、先ほどから申しておる通りに、他の宗教とくらべて神社神道が非常に特殊な宗教であることはみとめております。みとめるといつても、私の主観を入れないうで、神社神道のあり方が、そのなのです。私も、現象の事実には忠実でありたいと思つています。神社というものが、伊勢神宮一つじやないと思つていますが、八万ある神社が、部落、民族の、なんというか集團の理想的象徴としての役割をつとめるような意味を多分にもつてる、お話しのように、神社がそういう役割をもつてゐることも認めなければならぬと思つております。しかし、日本人の多数が、かりに七割なり八割なりが、そういう気持ちをもつておるとしても、同時に、それは考えていない日本人が、相当数いることもまた認めなければなりません。たとえば、仏教信者やキリスト教信者の中に、自分は仏教だけでいいのだ、キリスト教だけでいいのだ、神社はいらないという具合に、少数であつてもそういう人たちがおることは事実であります。主権在民ということをお考えすると、これを無視することができらるかどうか。そこに問題が残るのではないかと思つてます。ですから

神社神道の特長は特長として、認めたとしても、だからすぐ、國として、それだけを特別に國教にしていいということになるかどうか。私は、神社界の方々に、いつも申してゐることは、神道者が自分たちの立場として、神道を國の一つの理想的象徴としてお考えになるというのであれば、これは立派だ、これを一つの行き方として、もつと推進したらどうか、それは、一つも差支えないことである。そのことと、神道と國家とが行政的に結びつくかどうかとは全く別だと思ふ。そういう行き方で、立派に日本民族と日本文化に貢獻することこそぞましい。國と結びついたからといって、人間の心をつかめるかどうかは別の問題である。本当に人間の心をつかむには、神道者たちの熱意と信仰しかないのじやないかと。そういうように私は考えているのであります。

もう一つの問題は、もつとはつきりしてゐるのであります、神道が宗教であるとする以上、これを國と結びつけるためには、憲法をかえなければならぬということですが、それに関連してご質問は、私が憲法をかえるのがいいと思ふかどうかということであつたかと思つてます。さきほどから申してきたように、宗教の本當の精神は、國と行政的に結びつかないかというようなことではないといふことが、もの考え方の基本になると思つてます。文化の初期には、國家の權力が、宗教の中に、相當に強く入つたと思ふのですが、だんだん洗練された精神的なものになり、心の中の要素がだんだん強くなる、そうした精神的なものには國が直接に關係しないほうがいいという傾向になつてきています。信教の自由も、その現われです。近代國家のあり方としてそれが自然ではないかと思つてます。したがつて、この点に關する限りむしろ今のままでいいのではないかと思つてます。今の憲法のままでも、神道が生きていく方法は十分あるのじやないかと私は考えます。

○広瀬委員 私は、あなたに憲法を改正するほうがいいかどうかお伺いするわけではありせん。

こういふ点を伺つてゐるわけでありませう。國家と神社と非常に深い關係があると私は思つてゐるが、それに反対の人もあるわけだ。しかし、とにかく千年、二千年の歴史がある日本國、それが將來続いていく日本、現在の日本を見る場合に、なんとしても日本の神社は日本國の中にある、日本國の生命の中にある。キリスト教の人も仏教の人もおる、神社も一緒に抱えておる人もありますが、概括的に見て日本國の神社といふものは日本國固有の生命の中に流れておるものじやないかと私は思ふ。

これを憲法で切り離すことが無理だと考える。むしろ憲法は、そんなことをきめなければいい。宗教は自由であるだけでいい。法で切り離すというのを、先ほどあなたの仰しやつたように、憲法で切り離すというのを、先ほどあなたの仰しやつたように、無理でも切り離してあげ、そのほうが近代国家としての日本として適当だと仰しやるのか……。

○岸本参考人 私は、無理でもとは申しませんが、それはあなたがお仰しやる。(笑声)

○広瀬委員 これだけ伺いましょう。無理でも切り離してあげるとは仰しやらないのですか。

○岸本参考人 そうはいいません。

○広瀬委員 切り離すことは無理なこと、これは認めない……。

○岸本参考人 それは承つておくということにしたいと思いません。(笑声)

○広瀬委員 承つておく……。私は神社というものがやはり日本の固有の生命の中に流れておるのだと思う。憲法の規定で、国家と神社を切り離れたところに無理がある。こういうのが私の結論であります。

○岸本参考人 私は、そういうお考えの方にも、何人も接してありますから、お考えはよくわかります。したがって承つておきたいと思いません。

○広瀬委員 そこで、あなたのお言葉の中にあつたと思うが、近代国家たる日本国にするには切り離しておいたほうがいいというように伺つたが、そうではない……そこを伺いたい。

○岸本参考人 近代国家として日本がこういう憲法の条項をもつところまで展開してきたわけでありまして、宗教のその点に関する限り、それは、このままでいいのじやないかと考えるのであります。

○広瀬委員 それは非常に不服がある。(笑声)われわれは近代国家たることにきゆうきゆうとしておるが、私は日本国の生命をなすがしろにしても近代国家であればいいとは考えない。日本国の生命をもちつた近代国家たる方法はいくらもある。神社の問題なんか、自分の中に流れておるもので、これを切り離してしまうことは大へんなことだと思います。

○田上委員 私は先ほどのお話を承つておりまして、伊勢神宮の問題につきまして、祖先崇拜といいますが、廟のような考え方がとれるのじやないかと思つておりましたが、先ほど岸本参考人の御指摘がありましたように、それについていろいろ難点

もあるということを押聴いたしました。大いに啓蒙されたのでございます。また宗教教育につきましても、参考人と同じように、一宗一派に偏するというか――キリスト教で申しますと宣教――そういう形はいけな。しかし、客観的に宗教についての教養を向上させるということは当然になすべきことで、それが違憲ということでありましたら、われわれ憲法学者の方で、解釈上違憲でないという立場を主張したいと思うのであります。この点も参考人と同感でございます。

お伺いしたいことは二つございしますが、一つは宗教とはなにかということでございます。先ほど先生は三点ほど、特色を簡単にあげになりましたが、私の考えておりますことは宗教法人法の適用によりまして、宗教団体が免税の特権がありまして、これがしばしば乱用されて、われわれの常識では宗教団体と思われぬようなものが宗教団体として、宗教法人として宗教法人法の適用をうける、つまり法が濫用されておるきらいがあると思うのであります。しかし、この点で、私自身はちよつと法律的にはむづかしい、手をつけられないと思つておるのであります。疑わしい場合もありまして、明らかに宗教でないというようなものをもし明確に区別して除外することができないならば、かなり弊害は除かれる、現状がよほどよくなくなるのであります。つまり宗教であるかどうか、この宗教団体が宗教に値いするかどうかということは、これは客観的に明確にすることは困難であり、結局は、国民の宗教的教養を高めることによつて、各自に判断してもらうよりほかにないということでございます。あるいは、淫祀邪教という言葉は軽卒に使えないと思ひますが、明らかに宗教でない、宗教の実質をもたないような団体が、宗教法人という名のもとに、これに便乗するようないふことがあります。甚だ遺憾なものでございします。そういう点で、なにか、定義を明確にすることによつて極端なものも排除することが可能かどうかでございます。これが第一点でございます。

それから第二点は、先ほどお話が出ませんでしたけれども、憲法第八十九条では、宗教団体について、国家が補助することができない、財政的に援助することができないのでございまして、これは私も政治と宗教、国家と宗教とを分離するという現行憲法の立場から申しますと一応納得できるものであります。そしてまた、私も参考人と同じように一応は現行憲法のプリンシプルでよからうと思つておるのであります。第八十九条の規定まで厳格にしなければ、国家と宗教とが混同されるという

か、一体となつて宗教の自由を妨げることになるのかどうか。解釈の問題もございしますが、第八十九条なる制度を仮りに削つた場合に、政治と宗教、国家と教会の分離の原則が崩れるものかどうか、その点を第二点として伺いたいと存じます。

○岸本参考人 一番初めの宗教と宗教でないものを区別する方法はないものだろうかという御質問ですが、実は弊害のほうは、確かに認められると思ひます。十八万が、届出と認証だけで宗教法人法の適用をうける宗教法人になつておる。この中には、免税の特権を利用することだけを狙つておるようなものもあると思ひます。もしもなにかうまい線を引くことができ、その線から下のは宗教と認めないとすることはできないか。その教えや活動に、あまりにも前近代的なもの、あるいは、公益に害がありすぎるといふようなことで、線が引けないか。抽象的な理論の問題としては、いろいろ考えて見たことがないではありませんが、しかし、なにか線を引くとすると、途端に、弊害の方も同時に生じてくるのであります。副作用の多い薬みたく、ほかにほかに害を及ぼすということになります。私どもどう考えてみた限りではいい案がないのであります。結局遠まわりのようだけれども、国民の宗教的教養を高めることが、かえつて早道じやないかということになります。そう考えますと、学校教育の宗教教育が非常に重大になつてくるのであります。弊害は認めながらも、私ども名案をもつておりません。私個人は少くとも……。

○田上委員 第八十九条との関係で、国が補助することは……。

○岸本参考人 国家が財政的援助ができないということですね。私もひそかに思うのは、ずいぶんこの憲法ははつきりしておるなということ。こんななきびしく分離しなくてもいいのではないかと感じます。しかし、その間の関係は、力の押し合いみたいなもので、そうはつきりしなくてもいいということはいい出すと、ずるずるとあとがずさりしすぎるようになるかと思ひます。しかし、どうもはつきりしすぎておるよう

に思ひます。

○田上委員 よくわかりましたけれども、金を出さず、あるいは財政援助をするということは、紐つきにならなければ、政府が自分に協力してもらうとか、そういう注文をつけなければよいのではないか、これは私の考えでございます。大体参考人の仰しやることで納得できたのであります。どうもありがとうございました。

○岸本参考人 少し問題がそれるかもしれませんが、日本の実

際の宗教のあり方としますと、もちろん例外はありますが長い歴史と大きな伝統的な組織をもつておる宗教は、端的にいえば御用宗教になりすぎておる傾きがあると思います。政府の鼻息をうかがつておる。しかし、宗教はそういうものではない。人間を救うか、人間を救けないかです。教団が大きくなるか、小さくなるかは、二の次ぎの問題だと思つております。ところがそつちのほうにウエイトがいきすぎておる。そういうことを考えますと、新憲法の理論はきびしすぎるように思いますけれども、それでもなおかつのびて行くような宗教が、本当の宗教じやないか。きびしすぎるが、それほど苦にもならない意味もあるかという感じがするのであります。

○田上委員 例えまこまい議論でございますが、地方に参りまして公立学校の校舎あるいは市町村の経営しておる公会堂につきましても、宗教的な行事には使えない。そこまて、今のところ法律の規定があるようございしますが、そうなると、金ももうかうというだけでなくて、そういつた公けの施設も全然使えない。結局宗教は野天で、畑とか、あるいは街頭で説教もするほかはない。それは地域、場所によりましようけれども、そこまてはきびしすぎるように考えるのでございします。これはこまかい点でございします。大体先生のお気持はわかりました。ありがとうございます。

○岸本参考人 今のような点につきましては、私もよくそういうことをきかされるのであります。たしかにいきすぎあるように思ひます。今の憲法下におきましても、教育基本法の特定の宗教によらない宗教教育という考え方を推しすすめてきますと、このようないきすぎは、理論的根拠がないことになると思ひます。特定の宗教によらない宗教教育を宗派教育から区別をすれば、もつと自由にひろくすべきだと思ひます。

○蠟山委員 第二十条の問題を中心にお話を承つた趣旨は、やはり基本的人権と、それから公共の福祉との関係を念頭においているのだと思ひますが、この問題については、お話のようにやはり宗教上の教養なり情緒なりをもつと向上せしめていくほかない、そこに根本的な問題があると思ひます。私どもは憲法の問題としては、公共の福祉によつて信教の自由も制限できるという前提の上に立つて、しかしながら信教の自由についてどのような公共の福祉の内容が考えられるだろうか、という点で、極めて消極的考えであります。やはり一、二あるのじやないか。今の一般的な新興宗教、一切の宗教事情について考えて見まして、公共の福祉の点から見て制限があると思ひます。

一つは公共の安全、一つは国民の道義、あるいは倫理観念と申しますか、いま一つは、健康の問題、そういうたような点で、公共の福祉というものの内容が考えられると思ひます。そういう点から、今日の信教の自由の状況をみて、そのような必要のあることは考えられないというように御覧になられますか。

○岸本参考人 その点、もう一べん深く考えてみるとういうことになるかわかりませんが、一、二回そういう問題にぶつかつた場合に、私自身考えましたことを、さしあたり申してみますと、信教の自由というものは、それ自体のあり方としては、基本的な人権として、徹底的に許してもいいのではないかといいことではあります。しかし、信教の自由をもつておるといふことは、だからその信教の自由を振りまわしてなにをしてもいいということではない。信教の自由そのものは、どこまでも認められるけれどもその結果として、その人がやるのが、病氣治療に害があつたり、軽犯罪法にふれるというようなことがあつたら、それは医療法や軽犯罪法で、とりしまればいい。つまり、信教は自由だけれども宗教だからなにをしてもいいというのではない。この区別をはつきりすれば心の問題に関する限り信教の自由は徹底的に自由であるといつていいのではないかと考える次第であります。しばしばそれが間違えられて、宗教教団がやつておるから、明らかに公共福祉の点からは違法だが警察が黙視しておるといふことがあります。それは警察が、あやまつて弱くなりすぎているのだというように考えたいと思ひます。

○大石委員 結局神社の問題は、一般宗教とちがうものだということは、非常にはつきり説明の上にも出ておることはよくわかります。けれども、それにもかかわらずほかの一般宗教と併立的にお考えになるのがいいのじやないかとお考えのようにも思ひますけれども、このところはどうも私どもちよつとわかりかねる。日本の具体的例として、先ほどから問題になつておる靖国神社の場合など、私どもが仏教信者であるかもしれん、大本教信者であるかもしれんけれども、靖国神社の社頭に立てば頭がさがる。これは、やはり国民の立場と本質的な関係があるからんで、この意味においては、靖国神社といつたようなものは、国民の立場をはなれては考えられん精神的な存在だ。だから他の個人宗教のように国民の立場を離れて、人間の安心のよりどころを求めぬ絶対者としての神は何かという問題と併立的に考えられない実質的なものがあるように見られる。先ほ

どの御説明からすると、本質的には併立的に考へべきものだというように受け取れます。そうすると、結論として憲法を改めない限り靖国神社、すなわち国家のために死んでくれた人を国家の費用でお祀りすることは憲法違反だということになりかねないが、その点いかがですか。

○岸本参考人 これは正直にいいますと、私自身の学問的立場としては、多少の疑問の点が残つております。例えば宗教の定義を、神と人間の関係の線を押えるといひますと、靖国神社にも神がある、神にもいろいろの意味がありますけれども、結局、宗教といわざるを得ないと思ひます、私自身としては、それよりも、むしろ人間の問題を究極的に解決するもの、その役割をするものが宗教だというようにダイナミックに見る規定の上立つております。そういう見方からしますと、日本の宗教、ことに祖先崇拜と一口にいわれるものは、変つた構造をもつております。一般の宗教は、たとえキリスト教の例について考えてみましても、人間は神にすべてを捧げる。しかし、神は人間のほんとうの幸福のために、あらゆることをする。その相對の関係がうまくできておる。人間の問題を究極的に解決するような仕組みができておる。そういう構造になつております。ところが祖先崇拜というのは、それにもいろいろな様相もありますけれども、全体として一方交通みだになつております。人間の方からいけば祀りつ放しです。ですから、これを、果してその神道の全部が全部まで、人間の問題の究極的な解決を中心とした価値体係といえるかどうかということになると、ちよつと、私の心には、問題が残つておるのであります。しかし、これは私自身の見方で、少数意見でありましよう。全体からいえば、靖国神社もやはり宗教といわなければいけません。それは、か、そう見ると、やはり、どうしても問題になります。それは、戦死者を日本国民が税金をつかつて祀つてはいけないということではなく、神社神道の一社としての靖国神社という形だから、それができないという残念な一つの壁が、そこにあるということになるわけです。どうも今の憲法を額面通りに受けとり、宗教を普通の規定にしたがつて理解して、靖国神社が宗教だといふことになると、結論は、誰が考えても、そこにいくのではないかと思ひます。千鳥が淵に無名戦死の記念墓碑が建てられましたが、ああいうような解決にしなければならぬことになるのではないのでしょうか。しかし、千鳥が淵の墓碑には、そう人が集まらない。困つた問題です。私も、学者としては、もつとよく考えて見たいと思ひます。

○高柳会長 そのほか御質問ありませんか。

○高柳会長 ありがとうございます。
今回の会議は第三水曜の十二月十六日に開催いたします。引き続き「基本的人権に関する事項」を議題とし、朝日新聞社論説主幹登信太郎氏及び全国農業協同組合中央会会長荷見安氏に参考人としておいでを願ひ、お話を承る予定でございます。それではこれをもつて本日の会議を閉会いたします。

午後四時二十五分閉会

出席委員

稲葉修、小林錡、富田健治、西村直己、山崎巖、木暮武太夫、下条康磨、天坊裕彦、一松定吉、村上義一、植村甲午郎、潮田江次、大石義雄、大西邦敏、神川彦松、田上穰治、高柳賢三、中川善之助、広瀬久忠、細川隆元、正木亮、真野毅、水野東太郎、八木秀次、矢部貞治、吉村正、蠟山政道

委員以外の出席者

専門委員 川原次吉郎、田中和夫

幹事 法制局第一部長 山内一夫

参考人 草葉隆円、岸本英夫

【一七七】憲法調査会第三委員会第十四回会議事録 (昭和35年3月9日)

午後一時四十五分開会

(昭和三十五年三月九日)
内閣総理大臣官邸

○高田委員長 それではただいまから、第三委員会第十四回の会議を開催いたします。

きようはお話の性質上、第一委員会の委員の方にも御案内を差し上げまして、いわば合同委員会というような形で開いた次第でございます。

本日は参考人として、元文部大臣前田多門氏、現在文部省の管理局長をされておられる福田繁氏、元神祇院副総裁飯沼一省氏、元宮内次官大金益次郎氏、官内庁皇室経済主管高尾亮一氏および東京大学教授の岸本英夫氏においでをいただきましたが、これらの方々はどなたも終戦後の政治と宗教の分離に際しまして、総司令部と折衝されたり、あるいはその実施の衝に当られた方々でございます。

いわゆる神道指令や天皇の人間宣言の出た経緯、その影響等については、これから参考人の方々のお話を伺いたいと思っております。なお本日は元内務省の神社局長をされ、靖国神社のことについても詳しい館委員とサンデー毎日の本年一月十日号に「天皇かくて人間となる」という記事を書かれた毎日新聞社社会部顧問、藤樫準二氏にも特に参考人として御出席をお願いしております。

最初に岸本参考人からお話を伺うことにいたしたいと思います。岸本さんどうぞ。

○岸本参考人 十二月の二日にこちらの総会に伺いまして、新憲法の宗教政策、信教の自由と政教分離の二つの問題について私の見解を申し上げました。きようは、その新憲法が影響されるところが多かつたと言われる神道指令について、何か申し上げるようにとのことでありまして、これは、昭和二十年十二月十五日に、マッカーサー司令官から出ております。その神道指令につきまして、特にその中の政教分離の問題に焦点を置きながら、その神道指令の作成に至ります事情、司令部側の考え方について、私が知っていると申すところを申し上げたいと思っております。

戦争が終りに近づきましたころ、アメリカおよび連合国では日本の国内の社会的、思想的な分析を、盛んに行なっております。

す。それを行うにつけて、向う側から見まして、一つの問題の焦点は、日本人を非常に好戦的な軍国主義、また過激な国家主義にかり立てた背後の思想的な要素は、何だろうかということでありました。これが、関心の中心になった模様であります。そして、その有力な原因の一つとして神道が数えられていたものであります。これについては、ヒュー・ポットン博士とかライシャワー博士とか、その当時あちら側の政策に関係しておりました日本文化専門の教授たちに、後になつてから、いろいろ話を聞いたことがあります。神道が一つの有力な原因であると考えられていました。

ここで神道といえますのは、向う側から見た場合に、国家が直接に営んでいると見える国家神道であります。国家神道のために日本人がああいうふうになつてゐるのに違ひないと考えられたのであります。また、それだけではありませんでした。軍国主義に過激な国家主義、ウルトラ・ナショナリズム以外に信教自由の問題もありません。国家神道のために、キリスト教をはじめ、他の宗教や思想が圧迫されている。基本的人権としての信教自由の問題も、それから国家神道という問題になつておりました。そういうふうには、国家神道というものの力、ある意味では誇張して考えておりました。その能力を過大視するとうか、買いかぶつたという点もあると思ひますが、そのように判断してゐたと思はれるのであります。

したがつて、戦争が終つたら、どうしても神道というものを、どうにか処置しなければならぬという考え方になつてしました。そういう心構えをもつて、司令部が日本にやつてきたのであります。司令部の人々の心の中に、あらかじめ、そういう心構えがあつたということを、まず第一に理解しておく必要があると思ひます。この考え方は、御承知のようにすでに現われているポツダム宣言にも通ずるものであります。御承知のポツダム宣言「第十」であります。そこに「日本國政府ハ日本國國民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活強化ニ對スル一切ノ障礙除去スベシ言論、宗教及思想ノ自由並ニ基本的人權ノ尊重ハ確立セラルベシ」と謳つてゐるのであります。この精神が反映して、やがて神道指令にもなつたものと考えてよいと思ひます。

この神道指令を、司令部は、非常に重要視してゐました。この神道指令が出ましたときに、たしかダイク代将から、直接に聞いたことだと思ひますが、これで司令部側の重要な指令は一応終つたのだという意味のことを言つておりました。またこの草案を実際に書きましたバンス博士、そのときは海軍大尉の資

格でありましたが、そのバンス博士はそれを書いた効績で、特に勲章をもらつております。

事のついでに、ちよつとバンス博士の人物を申し上げておきたいと思ひます。というのは、戦後十五年たちますと、今日の日本では、アメリカ側が日本を特に弱体化するために、ああいう宗教政策、神道政策を行なつたんだということが盛んに言われております。もちろんそういう意味もまつたくなかつたとはいえないかもしれませんが、それが過度に強調され、非常に誇張されておるように思ひますので、ここで、ついでにバンス博士の人物をちよつと申し上げておきたいと思ひます。この人の奥さんは日本に長くいた宣教師の子供でありまして、日本で生まれました。日本語も相当に喋ることができました。

バンス自身も、たしか松山の高等学校だつたかと思ひますが、前に日本に来て教えたことがあります。つねに、日本に好意をもち、日本を再建するためには、自分はぜひ行かなければならないと思つて来た、始終言つておりました。少くともバンス自身の考え方の中にこの機会に日本をやつつけてしまおうというふうな考えのなかつたことは、これは人間的に言えると思ひるのであります。

その当時のマッカーサー司令部のあり方と申しますと、神道指令を出しましたのはCIEと申しておりますが、民間情報教育局であります。それは、今の田村町のNHKの一室にありました。局長はダイク代将でありました。ごく初めのうちは、そのNHKの一室に、コロンビア大学の教授で、そのときは中佐であつたヘンダーソン博士を中心にして、六人の将校がいただけでありました。その六人の将校が日本の文部行政の全部を担当してゐたのです。よくそういうことを言つていたのであります。たつた六人で、よくそんな大きな仕事ができるなど言つて笑つたのであります。その六人の中の一人で、神道および宗教政策を担当したのが、今のバンス博士であります。

このバンス博士は、元來は日本の大学教育再建を担当するつもりで、司令部の中に入つた人だそうであります。ところが、日本に来てみたら、神道および宗教政策を担当するのに、適当な人がなかつたので、それを割当てられて、宗教行政に入つたといふことでした。したがつて、日本の宗教に関する予備知識は、彼自身としては、ほとんどまつたく持つておりませんでした。日本にはどのような宗教があり、どういふ伝統があるかといふようなことについて、何も予備知識がないのです。そこで、已むを得ず、NHKの部屋の片隅で、私は何回かにわたつてバ

ンス博士に、手ほどきのな日本の宗教の概説の講義をしたこともあるほどでありました。しかし、バンス博士は非常によく勉強しまして、急速に日本の宗教に関する知識を吸収していつたようでありました。

初めは、民間情報教育局長のダイク代将も、またバンス博士も、神道というものは大いにアジ演説をしたり、扇動したりして、激しい活動をする宗教だと想像していたようでもあります。それでもつて日本国民を好戦的におおつたり、ウルトラ・ナシヨナリズムにかりたてたりする宗教にちがいないと考えていたわけでありました。日本に來ましてから、あちこちを連れて歩いて見学させました。すると、神道の実際を見まして、非常に意外に感じたようであります。

終戦の年の秋にも、靖国神社の臨時大祭が行われました。すでに占領後でありまして、いろいろ難かしいいきさつがありましたが、けつきよく、ダイク代将がその臨時大祭を見学することになりまして。参列といひますが、参観といひます。その解釈が微妙だつたのであります。とも角出席いたしましたが、天皇陛下の御親拝もありまして、ダイク代将は、はじめから終りまでつと見ておりました。これに彼の心の中に、深い印象を与えたのだそうでありました。後になるまで神道を論ずる場合には、そのことを引いて、神道自体は、扇動的なものとは思えないといふことを言つていたと聞きました。

その当時の民間の情報教育局の内部の方を見ますと、司令部の宗教政策について、諸方からいろいろな意見がはいつていたようであります。ことにキリスト教の宣教師、カトリックの神父などからは、さかんに意見が入つておりました。そのころのあり方としては、日本人は全面的に被占領者であるのに対して、カトリックの神父さんとか、プロテスタントの宣教師といふのは、これは占領側の西洋人でありまして、司令部の方としては仲間だといふ関係にありました。相当自由に司令部に出入りしてました。したがつてその言うことには耳をかきなければいけないといふような雰囲気、民間情報局の中にもあつたのであります。しかし、それにもかかわらず、私がしばしば目撃したのは、いろいろ都合のいい勝手な解釈をもつてくると、バンス博士初めCIEのそのセクションの人々は、むしろ神道の側、日本の宗教の側に立つて、弁護にまわつていたことでした。

このようにして、十二月十五日に神道指令が出ました。この神道指令の内容は、司令部の一般的な宗教政策と、神道対策と

の二つの要素が結びついたものというふうに考えた方がいいと思ふのであります。筋を通してものを考えなくてはならぬような思考形式を持つたアメリカ人ですから、神道だけを特別に処理したということになつては、自分たちの気持がゆるさぬ。そこで神道の問題も同時に解決できるような一般的な宗教政策をまずきめておいて、その線に神道を乗せたという形でこれを処理したというのが、あの指令だと思ふのであります。したがつて、これを裏返して申しますと、神道対策が加わつたために、一般的な宗教政策が多少行き過ぎたおそれがあるのではないかといふことが考えられるかと思ひます。

そういうふうにして出ました神道指令の基本的な考え方としては、四つの点をあげることができると思ひます。その一つは、信教の自由ということであります。もう一つは政教の分離、これが神道指令では、非常に強調されておるよう思ふのであります。その二点を基礎にして、それからの展開としまして、三つ目には、その政教分離の考え方から、神道の、国家神道といふ在り方は廃止されることとあります。四つ目には、しかし、信教の自由という建前からして、国家から離れた神道は存在してもよい。つまり、今度は国家神道ではなくなつて、神社神道になります。神社神道は存在しても差し支えないといふこととあります。そういう具合に、神道指令の中では筋が通つておるよう思ふのであります。

このようにして、国家神道が神社神道になることになりました。それに関連した一二の条文を、ちよつと読んでみます。神道指令の二のイのところ、

「本指令の目的は、宗教を国家より分離するにある。また宗教を政治目的に誤用することを防止し、あらゆる宗教を同じ法の根柢の上に立たしめるにある。」

神道もその上にちよつと乗つておるのであります。

それから二のホの二に、

「神社神道は國家から分離せられ、その軍國主義的ないし過激なる國家主義的要素を剝奪せられたる後は、もしその信奉者が望む場合には、一宗教として認められるだろう」

そういう形で、神道にも存続し得る位置を与えてるのであります。その神道指令が出たために、具体的な結果としまして、幾分の変化が起りました。

第一には、ただいま申しましたように、國家神道が全面的に廃止されて、神道が國家から切り離されて、神社神道になつたといふこととあります。

二番目は、神祇院が廃止されました。これは国家の機関であつたからであります。

三番目には、神道の研究を目的とする国立の大学であつた神宮皇学館が閉鎖されました。これは国立であつたからであります。同じ神道の研究を目的とする大学でも、私立であつた国学院大学の方は、存在を認められたのであります。

四番目には、国定教科書から神道の要素はすべて取り除かれました。取り除かれるまでは、教科書の使用が禁止になつたと記憶しています。

五番目には、『国体の本義』とか『臣民の道』などというよきな本が禁書になりました。

六番目には、国の役人が公の資格で神社を参拝することが禁止されました。

このようなことが、主な影響であつたかと思うのであります。神道指令が出たら、日本の神社の半分くらいは閉鎖されるだろうというのが、その当時の日本側の予想であつたのであります。ところが、指令が出た結果は、一つも神社は閉鎖されませんでした。これはこの三カ月間における、司令部の、神道に対する理解の急速な深まり方を示すものだというのが、私の印象であつたのであります。

終りに、きよりの問題に特に関係があるかと思われる伊勢神宮の問題、それから天皇と神道の問題にちよつと触れておきたいと思ひます。この神道指令が出ますまでの三カ月間、とくに問題になつたのは、伊勢神宮と靖国神社であります。靖国神社の方は直接に戦争に関係がありましたので、問題になつたのも、当然かと思はれるのであります。その当時のあり方として考えてみますと、神宮の方が問題になつたのは、これは、司令部側が問題としたというより、むしろ、日本がこれがある意味で防禦線の先頭に立てて、そこで防禦しようと思ひました。そういう感じが非常に強かつたのであります。伊勢神宮が守れば、あとの神社の問題はおのずから解決されるというわけでありました。これは、時折、神道家の使う方法であります。そのときにもそういう線が強く出たために、かえつて、司令部の側の注意をそこに集中したという結果になつたのではなかつたかと思はれます。

はじめは日本側の説明では、これは皇室の一番はじめの先祖の廟である。廟であるから、これを閉鎖する理由はない筈だという線で、伊勢神宮を守る方針でありました。伊勢神宮に対する解釈は、いろいろあり得るわけでありまして、その説明も確

かに伊勢神宮の一面の性格を現しているには違ひないのであります。ですから、私も、その線で、司令部側に対して伊勢神宮を説明していたのであります。ところが途中で解釈の仕方が変わりました。実は日記帳を探したのでありますが、見当りませんでした。で、いつだつたかはつきり申し上げられないのですが、途中で、日本側の解釈が変わつたのであります。伊勢神宮は単なる廟ではない。これは宗教機構なのだ。私にもそういう解釈で一つ交渉してほしいということになりました。どういうふうにして変つたか、私には、実はわからなかつたのであります。今日は、飯沼さんのおいでになりますから、お伺いすれば、そのころの事情はそちら側からわかるだろうと思ひます。私が変わつたということなきいたのは、おそらく、その当時、東京大学の文学部の神道学の教授でありました宮地直一博士からだつたと思ひます。いろいろ伊勢神宮というものの実際的なあり方、経済的な基礎についてはよく検討してみたところ、伊勢神宮の経済的基礎というものは、実はその宗教的活動によつて支えられておることがわかつた。大麻を頒布したり、大神楽の奉納があつたりする宗教的活動が、経済的基礎としては、重要である。したがつて、もしも伊勢神宮は廟であるという点が強調されすぎて、宗教的活動を放棄しなければならぬ心配がある。そこで、宗教機構であるという性格も合わせて主張しながら、なんとか伊勢神宮を守つてもらいたいというような説明を伺つたように、私は記憶しております。

けつきよく、司令部の出した結論としましては、宗教機構ならば伊勢神宮は、国家から切り離さなければならぬ。切り離せば、存続してもさしつかえないということになりました。これは、神道指令の線であります。このような考え方で、あのような解決になつたのだと思つております。

それからその当時、司令部側でパンス博士たちが、いろいろ頭をひねつて考えておりました問題に、天皇と伊勢神宮との関係があります。その考え方の基本的な線は、天皇にも基本的人権は認めなければならぬということでありました。天皇にも信教の自由はあるはずだ。したがつて天皇が天皇であるゆえに、自分の信じた宗教を信じなかつたり、自分の参りたい社寺に参れないということになれば、これは基本的人権のじゅうりんになる。天皇にもその自由を認めなければいけない。したがつて個人としてであれば、伊勢神宮の参拝も自由なはずではないかというのがその考え方でした。これは神道指令の精神にびつ

たり合う線であります。ところがそれと密接に関連して、もう一つ、問題があります。パンス博士が、始終言つておりました。どうも不思議なもので、日本人は、天皇以外の個人は、みな、公と私の区別がうまくつくけれども、どうも天皇というものは、公私の区別が、なかなかうまくつかない。つまり、私人としての天皇というのは、考えにくいということを、言つておりました。そのところをどう解釈したら、うまくいくのだろうかというところを、よく言つておりました。それが、どういう結論になつたか、私は、実は知らないであります。ただ、その点について、始終パンス博士がそれを考えていたということが、頭に残つていたのであります。しかし、その場合に、私がある問題の最後の結論まで知つていないのは、天皇の伊勢神宮参拝ということとは、実は、歴史的にいいますと、明治まではなかつたことなのであります。明治時代になつて、初めて、それが、何回か行われました。したがつて、そういうことが今後盛んになるかもしれないということも、司令部では必ずしも考えておりました。ですから、理論としては、非常に興味のある問題でもつとまでは考えてなかつたのではないかと思ひます。伊勢神宮と天皇との関係については、このような問題もありません。伊勢神宮と天皇につけ加えて申し上げた次第であります。

○高田委員長 ありがとうございます。
それでは現に前田さんから、ただいまの神道指令等を中心として、いろいろと文部省の側に立たれてのお話をお伺いしたいと思ひます。

○前田公述人 私が文部大臣として在職しておつたのは、昭和二十年の八月から二十一年の一月までの、わずか五カ月の間ですが、その五カ月の間に、信教自由に関連いたしております。事柄で仕事をいたしましたのが、三回あると記憶しております。第一回は十月初めころでございますが、治安維持法や何かと同じように、宗教団体を廃止するといふこの、向う側の覚え書——二十年十月四日でございます——が突然出ましたので、それに関連して善後策を講じたわけでありまして、その当時あちらの覚え書は、ただ宗教団体を廃止するといふだけのことでありまして、しからばその後のことはどうなるのかということについては、察するところ向う側はよく考えていなかつたんじゃないかと思ひます。

神社とか寺院というものは、みな財産を持つておりますが、

それらの財産などをどうするかというようなことについては、何もないのであります。非常に当事者は困りまして、また当局といたしまして、ただ廃止しただけでは非常に困るというので、あちらに談判をいたしまして、けつきよく宗教団体法は廃止いたしましたけれども、宗教法人令と申しますか、その規定ができました。宗教団体の財産の処置を中心といたしまする法規であります。これもなかなか難色があつたんです。宗教というものに対して、国家はタッチしてはいけない、政府はタッチしてはいけない、法令の対象にしてはいけないという点で、非常に強かつたんであります。事実困難な事情を申し開きまして、そうして宗教法人令が認められたのであります。それが第一。

それから第二の事柄は、これは私はまったく自発的にいたしたことで、神道とは直接関係はございませんけれども、信教自由の問題についてはやはり関連があると思ひますので、御参考のために申し上げるのですが、十月に、私は自発的に明治三十二年の文部省の訓令を改めたのであります。明治三十二年の文部省の訓令によりますと、これはいわゆるフランス流の、絶対的に政教分離をやるといふ方針に基いたものであらうかと思つたのであります。それと同時に明治三十二年ですから、その当時頭をもたげ出したところの国家主義的な観念というものと結びついたことだろふと思つたのですが、対象は主としてキリスト教の学校に、学校の課外でも宗教の儀式をやつてはいけないという訓令であります。官公立の学校はむろんであります。私立の学校でも、文部省で定めておる学科規定によります。学校であれば、その課外において宗教の儀式をやるといふことはいけないということになつておりましたのを、私は自発的に改めまして、それは課外ならばやつてもよろしい、宗教の儀式あるいは宗教の教育をやつてもよろしい、ただしその場合においては、私の学校は何々宗によるのだという、宗教の帰属をはつきりさせれば、やつてよろしいということに改めたわけでありませぬ。

それから第三が、今の岸本さんが御説明になつたように承知しておりますが、今の国家神道を禁止するという覚え書でありまして、それに関連いたしまするいろいろの処置というものは、これは確か十二月の半ばごろであつたと思ひますので、私は翌年一月十二日に退職いたしましたから、表に現われるものとしては、まだ処置が十分とれなかつたのであります。その処置をとるためにいろいろの手続きをいたしておつたわけござい

ます。ところがこの国家神道の禁止ということにつきましては、もう就任の当時から私は一つの予感を持つておりまして、どうしてもこの問題というものは起つてくるであらうということを考えておりました。

ことに宗教団体の廃止ということがありましてから以後は、今まで日本でやつておつた、学校の児童に神社をいわば強制的に参拝させるというふうなことは、なんとしてもこれは維持できる問題ではないんでありますから、なんとか手を加えなければならぬというふうな考えをいたしました。その当時の私の心境をあからさまに申し上げますと、いわゆる国家神道というものは、宗教というにはあまりに単純すぎる内容のもので、いわば一種の慣習……国の習慣みたいなものでありますから、ちよつど英米あたりの国会が、国会の開会式のときには、一種の宗教の儀式をやると同じくらいに、一つの国の軽い意味においてのカルトとして、保存できるものではないだらうかというふうな考えを持つておりました。他面において、神社参拝を強制するとかというふうな、強制的な分子さえ取り除けば、宗教でない、それまで日本の政府のつております見解のごとく、非宗教な一つの国家的な儀式だということである、これは通るんでないだらうかというふうな感じをいたしました。それらの点をよく研究しておく必要があるということを考えて、これは偶然岸本さんの岳父になれるわけでありまして、姉崎正治先生をわざわざわししまして、御研究を願つたのであります。

私は記憶が悪いのですが、十月ころからすでにそのことを考えまして、姉崎先生にそれをお調べを願つて、田舎においてなるのをわざわざ東京にお出ましを願つて、そうして御研究を願つて、時々姉崎さんにもお目にかかつて、御研究の結果を伺つたのであります。そうして私の素朴なそういうふうな考えも申し上げたのであります。だんだん御研究の結果でありませうか、御研究というよりも、研究は常に平生から遂げられておられるのでありませうが、四囲の状況もお考えになり、また司令部の人も会われていろいろお話しになりました結果、なかなかそれはそういうように簡単にいかん。なんといつてもやつぱり国家神道というものは、宗教と、向うは、かたく見ておるし、ことに太平洋戦争というものから起つたのは、その神道的なフアナティックな信仰というものから来ているのだ。先方はそう思い込んでいたからして、むしろ禍根を絶つという気が強いから、これはとうてい見込みがないのではないかと

というふうなお話でありますから、だいたいこれは覚悟をして受けていかなければならぬというふうに考えておりましたときに、今の十二月の禁止が出たようなわけでありませぬ。

だいたい筋道を申し上げますと、そういうふうなわけでありまして、実はそれ以外に私みなさまに今申し上げるような材料を持つておりませぬので、また何か御質問でもございませぬならば、申し上げます。幸いきようは福田君がここにお見えになつておりますが、その当時のことは宗教課長として、いろいろ事務的の方面において御苦心なさつたわけでありませぬから、福田さんからお話を願ひたいと思ひます。

○高田委員長 ありがとうございます。

福田さんどうぞひとつ前田さんのお話の御補足を願ひます。○福田参考人 だいたい前田先生からお話がありました通りでございます。私はちよつと神道指令の出ました直後、二十一年の初めから二十三年にかけて、文部省の宗教課長の職におりましたので、そういう神道指令の徹底というふうな関係の仕事をずつとやつて参つたものでございませぬ。

申し上げます前に、つけ加えますが、だいたい前田先生からお話のございましたように、なんか神社神道、国家神道に対して、いろいろなことが起きるであらうというふうな問題は、ちよつちら聞いておりました。二十年の十月の四日でございますが、司令部のメモランダムが、治安維持法と同時に宗教団体が廃止になりまして、廃止の指令を受けたのであります。その団体が廃止になることになりまして、今度は宗教団体をそれじやどういふ工合に存立させ法的に財産の保全その他をするかという点で、いろいろ研究され、ポツダム政令として宗教法人令の制定に、事務的に取りかかつたわけでありませぬ。したがつてその間におきまして、私は大臣官房におりましたので、前田先生のもとにおきまして、そういう仕事に若干携つて参つたのでございませぬ。

ちよつと時期的に申しますと、二十年の十月にいまいつた治安維持法と一緒に、宗教団体の廃止が指令されました。それから十二月十五日になりまして、神道指令が出たのであります。そこでその神道指令の後に、いろいろ問題が生じたのであります。当時私どもはその指令の範囲が非常に広範囲にわたつていふこと、また予想されておつた事務的なものよりも、はるかにかつたものであるとの印象を受けたのであります。したがつて関係者や団体などという連絡をしたり、相談をして

これがあるいは司令部にお伺いを立てるといふようなことをいたしましたのでありますが、先ほど岸本先生からお話のありましたように、神道指令はいろいろの事柄にわたつて禁止事項がございますけれども、根本的にはやはり信教の自由の保障といった問題と、それから政教分離、この二つの原則でもつて神社神道、国家神道というものを追放しておられると思われまふ。したがつて当時の私どもの考え方からいいますれば、これは単なる今までの指令と違つて、何かこうしちやいかん、あやしちやいかんというような、単なる禁止、あるいはこれを原状に回復しろというような指令と違つて、これは非常に根本に思想的なものであるといふように受け取つたのであります。

司令部としても、当時私どもが接触しました範囲では、非常にこの神道指令の徹底ということについては、もう仮借のない態度をもつて臨むというのが、当時の方針のようでございます。ただ当面のわれわれの相手のパンスという宗教課長は、先ほど岸本先生からもお話がございましたように、これはりつばな方だつたと思ひますが、しかしながらそのパンスさんのところどうにもならないような問題が、そうとうあつたように思ひます。

先ほどのお話の中で一つのつきましたのは、この神宮に対する考え方でございますが、先ほど岸本さんのお話の中に、なんか当初の考えから、ちよつと解釈が變つたんではなからうかといふように、お話がございましたが、私が当時聞いておりました範囲では、この当時の神祇院その他の方面の考え方は、できれば伊勢神宮と勅祭社、あるいは皇室と特に縁故の深い官国幣社については、宮内省でこれを所管して保存維持する。その他のものはこれは法人組織でもつて、全体として連盟か何か作りまして、全国の神社を結集して存立をはかる、こういうような考え方もあつたようであります。

ところで司令部としては、そういう扱い方で、神宮や、あるいは勅祭社の問題について、どうしてもそういう考え方に賛成せず非公式に打診の結果入れられなかつたやうでありまして、宮内省にしましても、あるいは内務省にしましても、そういうことが認められなくて、やむを得ず私的な神宮といふことで、出発せざるを得なかつた。そこで神宮も他の神社と一律平等に、宗教法人として出発せざるを得なかつた。こういうようなことを私は聞いております。したがつて二十一年の一月二十五日に、神宮および神社を宗教として取り扱ふ。その事務を文部省において所管する。そういうような決定がなされております。神社

本庁ができましたして、いろいろ研究の結果神宮を本宗として扱うといふことになつたのであります。

その後におきまして、神祇院も廃止になり、それから宗教法人令を、当時もう公布されておりました宗教法人令を改正しまして、これは二月二日でございますが、神宮あるいは神社を、宗教法人として扱う。こういうような出発になつております。

次に申し上げたいと思ひますのは、神道指令の中にはいろいろの事柄が書かれておりますが、特に私どもは宗教行政といひますか、宗務関係の事務に携る場合におきまして、司令部といひます。その問題を起し、あるいは地方で神道指令違反だといふような、たぐさんの問題を起しましたのは、政府の役人あるいは地方公共団体の公吏、そういったもの宗教関係の儀式その他への参列とか、これをいろいろの形において支援するといふような問題、それからまた公葬の禁止の問題、それから神社の今まで支えになつておりました氏子区域の住民から、奉納金、祭典費を取り立てて、神社を経営するといふ問題、これは神道指令できつくり取り締まられました。町内会、隣組を通じて、一切やつてはいかんといふような問題がございました。

それから神道指令と関連して日本国憲法の草案が発表されたからであります。今まで神社や寺院で国有境内地、あるいは保管林を持つておりました、国有境内地の方は無償で借りており、保管林の方は、一定の収益を神社寺院に与へることを約束しまして、森林を保管させておる。これが神道指令と日本国憲法の政教分離の趣旨にもとるというやうな問題で、それを解決しなければならぬ。こういうやうな重大な問題が起きたのでございます。

したがつて私どもは神道指令の趣旨は徹底いたさなければならぬ、できるだけ政教分離の方向で行政を進めて行くことになつたのでございますが、その際の司令部関係者が考えておつたことからは、多く社寺の境内地および保管林の処分に関する問題から、私はわりあいにその間の消息がわかつてきたように思ふのであります。この神宮に対して、先ほど岸本先生のお話もございましたが、当時神宮さえなんとかなれば、ほかの神社も一律にいくだらう。こういうやうなお話もございましたが、まことにその通りでございます。神社関係といひましたは、関係方面に陳情を行い、いろいろの話を持つて来ます。際にも、ともかくこの境内地問題につきましては、神宮を一番優先的に考えてもらいたいといふやうなことでありまして、そのためかあるいは司令部の方も、神宮といふものに対して一番

目を光らすといふやうな関係があつたのではないかと。特に財産関係につきましては、いろいろ終戦当時に内務省から神宮に移管されました新しい境内地の財産、あるいは非常に境内が広がりますので、そういった広大な境内からの収益についての問題、そういうものを特に注意しておつたやうでございます。たとえば国有境内地の樹木の採採につきましては、許可が要るのでありますが、手続がおくられて無断で切つたといふやうなことで、百万円余りの金を返済させたといふやうな事件すらあつたのであります。

それから次に靖国神社、護国神社に對しましては、特殊な神社として非常に考えたやうでありまして、私どもに再三パンス博士が言いましたのは、靖国神社につきましては、もし靖国神社が将来存立するためには、いろいろ考えることができるだらうけれども、ちよつと震災記念堂のやうな、まつたく宗教儀式すなわち神道儀式から離れた立場において、単なる記念堂のやうなもの、各派共通の施設としてこれを存続するならば、靖国神社といふものも考えられるのではないかと。

それから護国神社に至つては、靖国神社よりいつそうきついで、当初指令の中ではこの国有境内地の譲渡、売払いの処分に関しましては、軍國的な神社として、靖国神社、護国神社にはこれを適用しないといふ、指令の条項がございますが、そういった意味で、護国神社はなつかしてこれをつぶしたらどうかといふやうな意向すら見えるやうな態度でございました。すなわち、護国神社は戦時中にたてられたものであり、靖国神社と重複するといふ考え方をいたしました。

しかしつぎよく国民感情と申しますか、そういうものをさうとう司令部においても気にしたやうでございます。最後には二十六年になつて、つぎよく護国神社等に対する境内地の処分を認めたのであります。

まだいろいろこまかい点がございすけれども、要するに宗教教育の面、あるいは政教分離といふやうな面については、非常に厳格に解釈されておつたのであります。したがつて神道指令の精神なり、神道指令の内容なりといふものが、まつたくそのままの日本国憲法第二十条あるいは第八十九条に移行したと考へられるのであります。八十九条の規定には当初私どもはそのまま文字通り解釈してきたのであります。

しかしながら政教分離といふ点から考えましても、やはり宗教団体も社会生活を行ない、それからまたいろいろな面で活動いたしますので、どうしてもあまり厳格にこれを解釈いたしま

しても、非常に工合の悪いという面が多々起つて参りまして、その後において少しづつ解釈を広げて、ゆるやかにしてきたという点はあるのでございます。

私は当時バンス博士に、憲法第二十条はこれは私もよくわかるのだ。しかしながらこれは全部の宗教に対して、平等に扱うという建前をとつておるようであるけれども、実際は今まで司令部がとつてきたいろいろな点から申すと、神社に対してのみ非常にきつくなつておるんじゃないか。神社というものを頭において第二十条の規定は書かれておるんじゃないかというように冗談すら言つたくらいであります。

憲法八十九条に至つては、地方自治にも同じような規定がございますが、世界でもあまり例のない規定ではないかと思つております。私の調べた範囲では、あまりこういう規定はない。宗教団体というものを特に目指して、公の金を出してはいけない。あるいは公の施設を利用してはいけない、こういうような規定はフィリピンの憲法にも似た規定がございますが、ほかにはあまりないようでございます。

そういった点で、私どもは政教分離というものもの神道指令の実施の面において、種々司令部とは折衝いたして参つたわけでございます。何か以上の点につきまして、また御質問があれば、それについてお答えをしたいと思います。

○高田委員長 ありがとうございます。

次に神祇院副総裁として、いろいろ御苦労された飯沼さんにお話を願います。

○飯沼参考人 私は内務省に奉職いたしまして、前後十年間神社の仕事をして参りました。

昭和二十年十二月十五日に、先ほどお話の指令が出まして、神祇院は廃止になりましたので、したがつてその指令が出ましたあとのいろいろの動き、そういうことにつきましては、実は私は御説明を申し上げる資格がないのでございます。先ほど岸本さんからも、神祇院に関する問題で、私に聞いたらわかるかもしれないというお話でございましたが、その当時は私は、神祇院の廃止と、明治初年以來積み重ねられて参りました法律、勅令、その他一切の神社に関する法規を廃止いたしましたので、そうして退かざるを得なかつたようなわけで、新しい宗教法人としての神宮、神社については、実は私は関与いたしておらなかつたわけでございます。したがつて私の申し述べることとは、主として終戦前における神社の制度が、どうであつたかということになるかと思つております。

終戦前における神社制度の整備せられたのは、明治時代でございます。内務省に社寺局というのができましたのが明治十年であります。それまでの十年間に神社制度もたびたび変つております。おそらく今日から想像いたしますれば、明治維新、王政復古のあの当時の精神というものは、神武創業の初めに返るといふこと、そうして祭政一致ということを大きな旗印として、明治政府が掲げておりましたために、この精神を生かすために行政、制度、組織の上に、どういふふうにしたらいいかということに、苦心をしたものであらうと思われるのであります。まず明治元年の一月に職制を定めまして、總裁というもののが万機を總理し、事務を分つて神祇、内国、外国、海陸軍、會計、刑法、制度の七科を置いたこととあります。そしてその二月にはまたこれが変更されて、七科を八局に改められた。すなわち總裁、神祇、内閣、外国、軍防、會計、刑法、制度の八局を置いたということが書かれております。

それから明治元年の三月になりまして、昔ありました神祇官の再興を仰せいだされまして、そうして祭政一致の制度に復されたということになっております。いよいよこれが制度として実施されたのが明治二年の七月八日、新たに神祇官と太政官の二官を並べ置きまして、そうしてこの神祇官において神祇に関することを管せしめられたのであります。

この神祇官において所管いたしました祭祀等は、おもなものについてでありまして、その他の全国に分布しております大小の神社につきましては、民部省に社寺掛を置いたということとあります。この民部省の社寺掛は明治四年になりまして、大蔵省の戸籍寮の中に移されまして、その社寺課でこれを取り扱うこととなりました。けだし当時は神社がその氏子区域内の戸籍のことを扱つておりましたために、このような制度が設けられたものと思われれます。

またさきに神祇官、太政官の二官を並べ置くという制度を、昔に返して作つてみましたけれども、どうもうまくいかなかつたと見えて、明治四年八月には神祇官を神祇省と改めております。

さらにその翌年の明治五年には、今度は神祇省をまた廃止いたしました。神祇寺院に関する仕事はこれを教部省に移しまして取扱わしめております。

そうして明治十年になりまして、先ほど申し上げましたように、初めて内務省に社寺局を設置しまして、教部省の取扱つておりました神社寺院に関する仕事を引き継いだわけでありまして、

それからだんだん明治二十九年、三十年ころにかけまして、神宮司庁官制ができ、官国幣社職制、神宮神部署官制というのが制定されまして、神社の制度がかたまつて参つたわけでございます。明治三十三年には内務省の社寺局を廃止して、社寺局と宗教局の二つの局にこれを分けております。

さらにこえて大正二年になりまして、今度は内務省にありました宗教局を文部省に移しております。そうして戦争が始まりまして、昭和十五年の十一月九日に、内務省では社寺局を廃止いたしましたので、その外局として神祇院というものを設けたわけでありまして。

終戦後、昭和二十年の十二月十五日に、先ほどからお話が出ております国家神道、神社神道廃止に関する連合軍指令が出ましたので、昭和二十一年の二月一日に、神祇院は廃止せられた。その二日には、神社関係の法律、勅令、省令、太政官達等の全部を廃止いたしましたので、こゝでこれまでの明治時代にできました神社行政制度というもの、終焉を告げたわけでありまして。

この神社行政制度の変遷のあとをふり返つてみまして、その中で先ほども申し上げましたように、国が神社というものと宗教というものを区別して、そうしてその区別をできるだけのつきりさせようとしておつたことが、わかると思つております。明治元年にすでに神仏をはずり区別するために、いろいろの指令を出しております。すなわち「神仏号の区別に関する件」「菩薩号廃止に関する件」「神仏号混淆廃止に関する件」というような指令を、太政官達で出してあります。

それから明治三十三年に、先ほど申し上げました内務省の社寺局を、ことさらに社寺局と宗教局の二つの局に分けたとき、さらにまた大正二年にはその宗教局を、文部省に移しておるといふことのごとき、すなわちこれでありまして。

ところが大正十五年ころであつたと思ひますが、文部省に宗教制度調査会というのができまして、こゝで宗教法案が、審議されました際に、こゝでまたあらためて神社は宗教であるかどうか、神社もまた宗教ではないのかというよう議論が闘わされたのであります。そこで内務省の方でも、昭和四年から神社制度調査会というものが官制によつてできまして、この問題につきまして研究討議を重ねたのであります。この調査会は終戦に至るまで存続いたしましたので、繰り返してこの問題につきまして、検討いたしましたのでありますが、その間におきまして神社が宗教であるという議論をされた方は、まずないと言つて

いい。まあ一人そういう委員の方がおられたかと思うのでありますが、その他の委員は全部神社は宗教にあらずという主張を持つておられたのであります。したがって政府もまた明治初年以來とつて参りました方針を、持ち続けまして、昭和二十年の終戦を迎えたわけでございます。

そこで二十年のあの敗戦の結果、十二月十五日の、司令部から国家神道廃止という指令が出ましたので、神社もまた宗教であるという前提のもとに、神祇院が廃止となり、神社に関する一切の法律命令を廃止いたしました。その後は神社もまた宗教法人法の適用を受けることとなりまして、その事務を文部省にお願いをいたしまして、文部省で取り扱っていただくということで、書類等をお引継ぎをいたしましたわけであります。

そこで全国の神社はどうしたかと申しますと、このままではどういうことになるのかからんと申しますと、このままでは、神社の包括団体として神社本庁という一つの宗教法人を組織いたしました、その主管者であります統理というものの指揮監督を受けまして、現在に至つておるわけでございます。

神社制度が何ゆえに神社と宗教とを区別し、分離して扱つておつたかという点について、私の考えを申し上げてみたいと思ひますが、神社が宗教である。あるいは御礼を出すからとだとかというふうな、いろいろな議論がございますけれども、私は神社で一番大事なものは何であるか。神社の本質をなすものは何であるかと申しますと、その祭祀、お祭りでございます。この祭祀は当時勅令によつて、神宮については神宮祭祀令、官幣社については官幣社祭祀令というものが定められておりました、それによつてあるいは大祭、あるいは中祭、小祭、それぞれその場合場合のお祭りを行なつたのでありまして、これが私は神社の本質であろうと思ひます。そうしてまたその祭祀の中でも、一番大事な、その中心をなすものは、神職および当時の幣帛供進使が奏上いたしました祝詞であります。この祝詞にどういふことが書いてあるかと申しますと、いづれも「すめらみことの大御代を平らげく安らげくさきはえまつりたまひ、あめの下の大みたらを立ち榮えしめたまへ」といふ、お祭りによりまして言葉は違ひますが、根本の精神は大御代を平らげく安らげく、そうしてあめの下の大みたらが榮えて、しあわせに暮すことができましようといふことについて、神明の加護をお祈りしておるものばかりでございます。決して一般の宗教におけるがごとき個人の安心立命を祈るとか、あるいはある絶対なるものへの帰依もしくは信仰といふものではない。

いと、私は申すことができると思つてあります。

つまり日本における神社に行われまます祭祀といふものは、日本の国柄と離れることができない、一種独特の制度でありまして、明治以來これを「国家の宗祀」と呼んでおりまして宗教と区別しておつたのであります。この国家の宗祀という言葉も、すでに明治四年に、神官がこれまでところによりましては、親子代々世襲しておりましたが、それを廃止するようになつたことを指令しましたその中に、**「神社の儀は国家の宗祀にて一人一家の私有にすべきにあらざるはもろろんのごとに候處云々」**といふような言葉が使われております。そうして神社が公の性格を持つておつたことを、明らかにしておるのであります。その後出ました官幣社職制などにおきましても、**「宮司は国家の宗祀に奉仕し、祭儀をつかさどり云々」**と規定されておるのであります。

これはなぜかういふことになつたかと申しますと、王政復古明治維新のときの政府の指導精神といふものから来ておるものと思つてあります。当時はしばしば祭政一致という言葉が使われておりました。私もそれが一番よく表われておると思ひますのは、明治元年に明治天皇が東京に幸なりまして数日後、大宮の氷川神社に御参拝になりまして、勅語を賜つておられます。その勅語の中にかういふことがござります。「神祇をあげめ祭祀を重んずるは、皇國の大典にして、政教の基本なり。」ところが中世以降だんだん政道がすたれて、祀典も行われず、綱紀の不振を馴致した。そこでこの際祭政一致の道にまた返したいといふ御趣旨の勅語を賜つておるのであります。つまり日本の政治、日本の教への根底には、祭祀がなければならぬというのが、当時の精神になつたと思つてござります。すなわち天皇は、日本の国をしろしめされる権能を、祖宗からお受けになり、そしてその御先祖が国民をおいつくしみなされたその御精神を、そのままお受け継ぎになるのが、すなわち即位礼に続いて行われます大嘗祭をはじめとして、さらにその他神宮、神社において行われます大、中、小の祭祀であると思つてあります。祖宗のおぼしめしの通りに日本の国をしろしめされる。これが私は日本の国柄でなければならぬと思つてありまして、大日本帝國憲法の前文には、その趣旨がはつきり示されているように思ひます。

「朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕カ親愛スル所ノ臣民ハ即チ朕カ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ」云々というのがすなわちそれでありませぬ。

明治天皇の御製にも、「ちはやぶる神の心にかなふべく、をさめてしがな葦原のくに」「神風の伊勢の宮居ををがみての、後こそきかめ朝まつりごと」とござります。ですから祭祀によつて祖宗の御精神をお受け継ぎになる。そうして、そのおぼしめしにかなうような政治が日本の国においては行なわれなければならぬというのが、当時の御精神であつたと思つてあります。よく神宮、神社が、御札を出しておるがゆえに、宗教ではないかといふことを申される方もあるかとも思ひますけれども、これまで、神宮、神社が御札を強制的に押し売りをしたことは、決してないのであります。要らない人は要りませんと言われて、いつかうさしつかえない。

世間にはよく大きな木や石を拜んでおる人もあります。イワシの頭も信心からといふことわざもあるくらいであります。古い神社のことからいへば、いろいろのものが、民族の習慣としてくつついて来たのは、自然の成り行きでありまして、さればといつて、神宮、神社の本質といふものは、それによつて變つておるものではなく、本質はどこまでも国で定めた祭祀であり、これを私は忘れてはならないと思つてござります。

以上、そういうふうなわけで、終戦に至るまでは、神社は國家の宗祀であつて宗教ではない。こつちいう建前で私どもも仕事をいたして参りました。私どもの考えでは、どうもどういふわけで神社神道が超國家主義であるのかわからない。それは一般の宗教と變つておることは、その成り立ちの上から當然のことでありませぬ。戦争中も戦勝祈願といふことはそれはいたした。いづれの國の國民も自分の國が負けることを希望する者はどこにもないのでありまして、私共もできるならば戦争に勝利をおさめ、そうして早く平和の世の中にしていただきたいといふことを、お祈りいたしましたわけでありませぬが、私たちがために神社が軍國主義の思想の背景であつたといふことには、当時承服できなかつたわけでありませぬ。したがつて、指令を受けましたときも、われわれは神社制度について、これを宗教なりとして説明することはどうしてもできなかつたのであります。したがつて神祇院といたしましては、よろしゅうござります。宗教法人としてこれから仕事をいたして参りましようといふことは申せなかつたのであります。その後のいろいろの動きといたしまして、神社が自分たちをどういふふうにして存続をはかつていくかといふことについて、非常に関係者は苦心をされて、その結果神社本庁といふものができ、そこで神社についてのいろいろの問題、善後措置を考究された。そういうことになつて

おるわけです。

最後に、先ほどからも、皆さんからお話が出ておりました神宮のことについて申し上げます。伊勢の神宮も終戦後、一般神社と同様に、連合軍の指令に基きまして、一宗教法人としての取扱いを受けて、今日に至っております。したがって昭和二十四年に行われるはずでありました遷宮祭、御殿をお造りかえをいたしました、お移りを願う遷宮祭も、四、五年おくれられてこれを取り行なうのやむなきに至りました。と申しますのは、昭和四年の御遷宮までは、国費によつて全部造営をし、遷宮祭を行なつて参つたのでありますが、それは連合軍の指令の結果でなくなりなりましたので、四、五年おくれまして、ようやく民間の奉賛によつてこれを行わざるを得ないようなことになつたのであります。これは国史上かつて見ざる異例の措置と申すべきものでございます。しかし幸いなことに、その後国民の崇敬も、依然として昔に変わりません。参拝者も年々その数を増加しております。その経営も今日のところ、順調に参っておりますことは、まことにありがたいことだと思つております。昨年伊勢湾台風で、境内地の山林、樹木等にも相当の被害がありました。が、しかし、これも復興計画を立てまして目下着々実施中でございます。

ただここに神宮にとりまして、今日最も憂慮せられますことは、その根本の大義名分が、明らかにされていないということであると私は考えます。その第一の問題は神宮でおまつり申し上げておりますところの神器、お鏡は、これを天皇の神器と見るのか、あるいは国家とも天皇とも分離されてしまつたところの神宮という一宗教法人の財産と見るべきであるかという問題であります。

皇室経済法第七条によりますと、「皇位とともに伝わるべき由緒あるものは、皇位とともに皇嗣がこれを受ける」ということになつております。これによれば、天皇のお受けになつた神器と解釈されます。しかしまた一面、宗教法人法の建前から申しますれば、それは神宮という一宗教法人の所有物であつて、一私人が任意に管理をし、任意に処分をしてさしつかえないものであるという解釈の成り立たんこともないという、制度上まことに遺憾な状態が、今日そのままに放置されておるのであります。

私どもは申すまでもなく、この神器は、天皇がお受けになつたものであつて、これは宗教法人の財産ではないと信ずるものであります。そこで第二の問題が生じます。もしそうだとす

れば、何ゆえに國はそれに相応する制度を立てないのかということであります。現在の制度では、神宮は皇室および国家からの關係を、断絶させられたままでありまして、この關係をどう解釈したらいいのか。われわれにはわからないのであります。

それから第三の問題であります。皇室経済法第七条は、先ほど読みました通り、皇位とともに伝わるべき由緒あるものは、皇位とともに皇嗣がこれを受けると規定されておりますが、ここにいわれる由緒あるものという、この由緒あるものは、私的な所有権に属するものなのか。あるいは公的性格を持つておるものであるかどうかという問題であります。学者の説によりましては、新憲法では天皇の祭祀大権というものはもう廃止されてしまつておる。また皇室経済法第七条に、いわゆる由緒あるものも、また天皇の私の私所有権の目的物であると解釈されておる説もあるようですが、これは連合軍の占領下において、また国家神道廃止という指令を受けておつた時代においては、あるいはやむを得ない解釈だつたかも知れませんが、しかし独立した今日、私どもはこのような解釈をとらなければならぬとは考えないのであります。天皇は憲法上国家の象徴、国民統合の象徴として、公の地位をお持ちになつております。天皇が皇祖から、これをいつきまづつたという御遺訓に基いてお受けになる。これがその由緒なのでありますから、これなくしてはいわゆる由緒あるものではなくなつてしまつて、果してしかりとすれば、その祭祀はこれは公の祭祀であつて、そのものもまた公的な性格を持つておるものと申さなければならぬと考へるのであります。私はこの辺の關係が一日も早く明瞭に國の制度として確立されまことを、希望をいたしておるものでございます。

その後だいたいお年月がたちますので、記憶にない点もございませうけれども、何かまた御質問でもございましたら、それによつてお答えいたします。

○高田委員長 ありがとうございます。

次に当時宮内省におられました大金さんから、皇室の關係でいろいろ衝に当られましたお話を伺います。なお高尾さんもお見えになつておりますから、大金さんのお話のあとで、補足的に伺いたいと思つております。

○大金参考人 私大金でございます。私が宮内次官をいたしましたのは、終戦直前、昭和二十年の六月ころかと記憶いたしております。宮内次官をやめましたのが二十一年五月でございまして、約九カ月宮内省に宮内次官として、お勤めしたわけ

でございます。

その間において、いろいろ当時内外ともに混乱をきわめておつた時代であります。またもう十数年経過した現在でございませうので、記憶がきわめてあいまいになつてしまつております。当時忙しくてメモも何も取つておりませんでしたものですから、申し上げることが非常に雑駁で、かつあいまいであるかもしれせんけれども、その点は切に御了承を願ひたいと思つております。ただ幸いにして、当時宮内省参事官をしておられました高尾皇室経済主管が、その当時の記録を集めて下さいましたので、それを読みますと、ややよみがえつてきた記憶もございませうので、この辺を申し上げて参考をいたしたいと思います。

宮内省としていたしました仕事は、皇室祭祀令の改正という点にしぼられてくるだらうと思つていますが、神道指令が出ましたのが、十二月十五日でございませう。そうして宮内省で皇室令であつた皇室祭祀令を改正いたしましたのが、十二月二十二日でございました。当時ただいまの飯沼先生からお話がありましたように、神道が宗教なりやいなや、あるいは天皇のおまつりというものが、天皇個人としての私的信仰なりやいなやという点につきましては、深い疑問を持つておつたのでございませうけれども、何分にも神道指令はきわめて苛烈なものでございませう。今さらその点を争ひましても、けつつきよくなものでもならない。あるいはまた国体に不測の災いをかすかすかもしれないというようなおそれもございましたので、神道指令を調べてみましたところ、幸いにして個人の信仰は自由に保障されておるといふ事項がございませうので、それを頼りと申しますか基本といたしまして、皇室祭祀令を改正したわけでございます。

皇室祭祀令の規定は、だいたい宮中三殿のお祭り、神宮、官国幣社に対する奉幣、その三点が規定されてございませうが、ただし神宮のお祭りにつきましては、神宮祭祀令によることになつております。官国幣社につきましては、官国幣社の規定によるということになつております。実質的の規定のございませうのは、宮中三殿のお祭りだけと申してさしつかえないわけでございます。で宮中三殿のお祭りにつきましては、要するに天皇が大祭なり小祭なりを行わせられるときには、文武百官をひきいてお祭りをされる。あるいは文武百官に参列せしめるといふ事項が、いわゆる進駐軍の目ざわりになる規定だと存じました。したがうしてその点は、目ざわりになり、かつ国家神道の色彩を否認するわけには参らんような点がございませうので、その点を改めまして、皇族および宮内官が参列をしてお祭りが

行われるという程度に、改めましてわけでございます。

それから神宮につきましては、当時宮内省といたしましては、神宮祭祀令はもう廃止せられることは当然の運命でございますので、神宮のお祭りは皇室がこれを行なう。したがって神宮の祭祀に関する規定は、皇室令をもって、規定すべきではないかという議がありまして、一応その方向に進んだわけでございます。しかしして神宮司庁も宮内省の掌典部と統合して、宮内省の方に取込みという方針を一応立てられたわけでございます。これが、これはその後の情勢によつて、どうい行われたいという見通しのもとに、遺憾ながら短い期間で、その方針は放棄されました。と申しますのは、神宮のお祭りを規定すべき皇室令というものが、存在することができなくなつて、皇室令という特別な法規はもう認められないような状態になりますし、また皇室財産の凍結から、皇室に対する財産税の課税、最後には憲法改正によつて、皇室財産はことごとく国に帰属いたしましたのでありますから、神宮司庁を宮内省に包括して、神宮のお祭りを奉仕するというようなことは、事実上どうい不可能でありまして、そういう意味もあつて、つきよ見込みがないというところで、これは放棄をいたしましたわけでございます。

しかしながら神宮に関する限りは、従前の神宮との関係は、毫も変更するものではない。また変更されてはならないというところは、宮内省として別途の決定をされております。これは二十一年の一月二十日でございます。すなわち皇室祭祀令が改正されて、直ちにこの神宮の關係法に着目いたしましたして、神宮と皇室との關係は従来と毫も変更されないものと決定いたしましたして、神宮の方にもその議は伝えておつたわけでございます。官幣社に對しましては、国庫からの幣帛供進という制度がどうい行ふことができない指令でございますから、それでやむを得ず官幣社に對する奉幣は、宮内省としては行ふことはできない。官幣社に對しては、勅祭社もしくは皇室と特別の由緒のある神社については、今までの幣饌料を改めて、幣帛料として供進するということを決定いたして、宮内省内部の決定としてこれを成立いたしてあります。

ただしこの幣帛料の供進のごときは、その後皇室財政の非常な困難に遭遇いたしましたして、その額を減少したり、あるいはまた回数をおくしたり、いろいろの節約の道を講ぜざるを得ないのでありますけれども、ただその方針だけは、今に至つて貫かれておると存じております。

また先ほどもちよと申しました、神社が宗教なりやいなやと

いうことにつきましては、飯沼先生から詳しいお話がございまして、私まつたく同感でありますけれども、宮中のお祭りあるいは神宮神社に御参拝になるということが、天皇の個人的信仰であり、私的行事であるかということにつきましては、疑いを持たざるを得ないのであります。これも神社のお祭りのときの祝詞を飯沼先生は引用されましたけれども、陛下の宮中三殿ならびに神宮神社に御参拝になるときの御告文と申しますかおつげぶみと申しますか、そういうものを拝して、一言も個人的の安心立命とか、家庭の幸福とか、そういうことは述べられてないのであります。ただひたすらに国家の安寧と世界の平和とをお願いになつておるだけでございます。かようなことが果して個人の信仰なり、私的な行事ということができるとか。その憲法を改正されて、象徴ということがなりまして、またかくのごとき行事があればこそ、天皇が象徴であるということにほんとうの意義が生まれてくるのではなからうかと私は思うのであります。そうでなければただの空文であり空事にすぎないと言わざるを得ないと思つたわけでございます。

これは神宮に關して、飯沼先生お触れにならなかつたから申しさせていただきますけれども、神宮の式年御造営は、昭和二十四年に行われらるべき年次になつております。それが敗戦、続いて国民全体の非常な疲弊の状況をお考えになりまして、天皇陛下が幣原総理大臣をお呼びになりまして、この神宮の式年御造営は、國家の現状を見て、これは行ふことが適當でない。これを中止すべき旨を総理大臣に直接仰せられております。これが十二月十五日であります。そうして内務省告示をもつて、昭和二十四年度神宮式年御造営は、これを中止せられる旨仰せいだされ、二十四日、内務大臣によつて告示されております。

この辺も、当時の天皇がいかに国民の上を御軫念あそばされ、また一方神宮に對してはいかに相済まないというお気持ちに満されておつたかを証明する、一つの道ではないかと存する次第でございます。

私、在職期間も短く、事、皇室祭祀に關することだけでございますから、申し上げることもだいたいその程度でございます。何か御質問がございすれば、わかつておる限りはお答えをいたします。

○高田委員長 ありがとうございました。
高尾さんから。

○高尾参考人 この神道指令に關連いたしましたの、宮中關係

のあらましは、ただいま大金先生のお述べになりましたことで、だいたい尽きておると思ひます。多少ディテールを事務的に御報告して、何か御参考になればと思ひますので、僭越でございますが、補足的に申し上げたいと思ひます。

宮中祭祀の問題は、二つに分れて、一つは神宮と宮中祭祀の關連、一つは宮中だけの宮中三殿の祭祀の問題、二つでございます。この神宮と宮中祭祀の關連をどう考えていくか。それについては、終戦当時から神道指令に至るまでの間に、多少關係者の間に、考え方が、まあ情勢に押されておるわけでございますが、変わつておることを、申し述べたいと思ひます。

二十年の十月でございますが、当時司令部と連絡に當つておりました終戦連絡事務局が、關係官庁を集めまして、宗教問題に對する一つの意見をまとめておりますが、その中で皇室と神宮の關係に觸れている点がございまして、それによりまして、皇室と神宮の御關係は存続をはかるものとする。なお官幣社の一部は、同じくこれを皇室の祖宗祭祀の問題として存続をはかつていく。

それからこれは重大なことでございまして、皇室の神官および一部神社に對する財政的援助は、皇室費をもつてまかなう。そうしてその神事費は、国会の協賛を経て、皇室費の中に組み込もう。だいたいそれが十月初めに一応まとめた意見でございます。それに基いて、今ちよと触れられましたが、宮内省の方でも研究をいたしてあります。

その間に、先ほど前田先生がちよと申し述べられました姉崎博士の御意見が、文部省の方でとりまじめになつておりますが、この姉崎博士のこの問題、この部分に關する御意見を、ちよと読んでみますと、神宮および官幣大社のうち、若干は主として皇室の祭事なるをもつて、これらは宮内省において管理するを妥當とし、政府と分離して、その方法、範圍等は宮内省の選択判定に任すべし。右の場合人民にして、右範圍の神宮神社に對して崇敬をいたさんとする者は、個人としても団体としても自由なるべし。これは姉崎博士の御意見でございますが、この御意見に基いて研究いたしてあります。

それでさし當つての問題は、神宮司庁は廃止になつた。その神宮司庁の組織を、宮内省の組織の中に取り入れることができるかどうか。かりに取り入れるとすれば、当時非常に巨大な組織を持つておりました神宮司庁をその姿のままに入れて得るのかどうか。そういうことを研究しようということになつて、研究が続けられております。

ただその結果として、一番難点になりましたのは、たゞいまでも触れられませんでした式年御造営の関係、当時すでに進行中でございました式年御造営の関係でございます。式年御造営を、もし今の家を取れば、皇室費でまかなわなくてはならない。これはとうてい当時の情勢として、司令部の承認が得られるわけもなく、ことに以前この委員会でも申し上げましたが、皇室財産はすでに凍結されまして、半身不随になつておる。そういう関係で一番難点は、式年御造営でございますが、その関係等からいまして、とうてい神宮司庁を宮内省の組織の中に入れて維持していくということは、不可能ではないかということに、同じ二十年の十月の末に結論を出しております。

しからば、それからあとの問題をどうするかということでございますが、これはたゞいま飯沼先生、大金先生からお話がありましたけれども、当時の情勢といたしましては、やはり天皇の個人的な基本的人権として、信仰の自由は守られるという、その最後のよりどころだけを頼りにして、局面を切り抜けるよりほかかならうということ、当時の会議の記録したものがちよつとございまして、非常に含みのあることを書いておりますので読んでみますと、通俗的常識的にこれを一種の宗教と見て、各人自由なる信仰の対象となすを得るものとし、しかも皇室においては宮中三殿の奉養することにおいて、神社宗教を奉ぜられるものとする、局面上妥当なりと信ずる。局面上と書いてありますのは、そういう情勢を通り抜けていくためには、こういう通俗的常識的な解釈で、局面を打開していくよりほかかならうという考え方で進んでいったわけでございます。したがつてこの神宮に関連いたします事柄については、終戦の年の十月ころの考え方から動いてくる。司令部の考え方がはつきりし、こちらの情勢がいろいろ変つて来る。そういうことで、その間にかんがりの推移があつたことは、申し上げられると思ひます。この宮中三殿を奉養することによつて、神社宗教を奉ぜられるものとするという解釈が、果して妥当なりや否や、ということについては、いろいろの御意見があると思ひますが、当時といたしましては、それ以外には問題を解決する道がなかつたということでございます。

それで当時やりましたことは、神宮の問題はそういうことでございまして、残つている問題は官国幣社の奉幣をどうするか。官国幣社の奉幣は、ご存じのように官幣社は皇室、国幣社は国でということでございますが、祈年祭、としごいのまつりでございますが、祈年祭と新嘗祭の両祭だけでは、官国幣社とも皇

室から奉幣になつていたのでございます。これも続けていききたいということ、当時の関係者は考えていたようでございます。もちろん先ほどの線に沿ひまして、天皇の個人的信仰として、続けていききたい、ということでございますが、それも先ほどお話がありましたように、財政的理由、凍結されている財産からの支出ということが、不可能になつて、結局は勅祭社十二社、従来から勅祭をなさつておりました勅祭社十二社、この十二社の中には、特殊なものとして靖国神社も入つておりますが、その十二社、それから鹿島、香取、宇佐、香椎の四社、これらは毎年ではございませんが、その奉幣は続けていくということになりまして、現在に及んでおるわけでございます。

それから皇室祭祀令の問題でございますが、これは大金先生たゞいませになりまして、問題はわりあいに簡単でございます。一応根本的な理念的な問題を踏み切るとすれば、つまり天皇の個人的信仰だということ、たいへん疑問があつても踏み切るとすれば、これは簡単でございます。天皇が大祭については皇族、官僚を率いて親祭するという規定を削るか、それから官国幣社の奉幣の規定を、一応法文の上からは削るとか、あるいは皇室または国家の祭事、あるいは神宮造営、御遷宮の場合の臨時の大祭を行う。その規定を国家と関係する疑があるから法文上削るとか、いわば手直しのようなことで、進め得ることでございました。これはお許しを得まして、その年の十二月二十二日に改正をして、司令部の了解を得ましたわけでございます。

たいへんに簡単で、かつ、ややこまかいお話でございますが、何か御参考にならうかと思ひまして申し上げます。

○高田委員長 なお靖国神社のことについてお詳しい館委員がお見えになつておりますから、なんか館さんお話下さいませとがございましたら。

○館委員 簡単に申し上げます。私靖国神社の責任役員をいたしておりますために、御指名いただいたんだと思ひますが、靖国神社については、先ほどからもお話が出ておりますが、これは成り立ちから申しますと、明治二年に明治天皇のおぼしめしで、招魂社として、明治五年から靖国神社として全部国費で御造営をし、そして当時から陸海軍がこれを所管してやつてきておつたのであります。それがちよつと神道指令が出る前に、陸海軍がなくなりまして、靖国神社の方としては、宮内省の御所管にひとつ願ひたいということをおつたようでございます。

そのうちに神道指令が出、そして宗教法人令が二十一年に出た。そのときには、靖国神社と、先ほどお話になりました伊勢神宮とは、宗教法人と看なすということで、それに入らなければ存在が許されないというようなことで、宗教法人令による法人として、今日まで来ておるわけでございます。

しかし靖国神社自体から申し上げますと、国のために命を捧げた人々の名前を、長く武蔵野にとどめたいというおぼしめし、そしてそれを長く慰めてやりたいというおぼしめし、できまして、とても私も、いわゆる宗教法人法の言つておる宗教団体ではないんじゃないかということを、考えておるのであります。それでなければ存続できないのであります。それから、宗教法人として来ておるのであります。

しかしながら宗教法人法に言つておる宗教団体としての三項目をとつてみましても、びつたり該当しないものがあるのであります。今日でもぜひともこれは本来国家が護持すべきものであるというので、今運動を続けておるような状況であります。だから、今日は、ぜんぜん民間の宗教法人としてやつております。

終戦後総司令部の方から、新しい御霊を祭るようなことはいけないうちやかましく言われて、合祀をさしとめられたわけでありませんが、独立後新しい御霊を合祀するという運動を、奉讃会の方で全国的にいたしました。今日ではほぼ戦争による二百万の御霊を合祀しまして、今日に来ておるような現状でございます。簡単でございますが、それだけ申し上げます。

○高田委員長 それではいろいろ伺ひましたお話等につきまして、御質問がございましたら。

なおお話がございませんでしたが、先ほど私が申し上げますように、いわゆる「天皇の人間宣言」と申されております年頭の詔書に關しまして、これに当時関係なさいました前田さん、それから藤樫さんがお見えになつておりますから、御質問がございましたら、その点にも触れてお話を伺えればと思ひます。

○一松委員 皆様方のその当時御経験されたことや御意見を率直に承りまして、私は非常に遺憾に思つておるのであります。私どもは長らくの間、古い教育といひますか、皇室中心主義の教育を受けた立場から、伊勢神宮とか靖国神社とかいうような神社は、これは今諸先生方のお話に相なりましたように、いわゆる御札を配るとか、募金をするとかというように、これを宗教法人にしなければ、その所管しておつた財産を全部取り上げてしまうようなことは、その当時アメリカ

たのではありませんまいか。宗教であるかないかということを決めるためには、宗教とは何かという定義がなければ、これはしよせん議論にならないはずであります。その当時は、あるいは、定義をはつきりさせる手続をなしにやっておいでになつたんではないかとも思うのであります。明治時代以来、そのころも、神道は宗教的性格が強いことを認めていた学者が、多かつたと思うのであります。神社制度調査会のような、神社は宗教にあらずということを書き加へておいて、委員会で、なおかつ問題が残つたという事実は、実は、そうとう強い反対意見が潜在していたと見てよいのではありますまいか。そうでなければ、その委員会は、とつくに、神社は宗教にあらずときめていたと思うのです。

そこで定義の問題になりますが、宗教は何かという定義の問題になりますと、これは非常にたくさんあります。学者の議論の分れるところになるのであります。しかし、そのたくさんある定義を大雑把に分けてみますと、三つくらいのグループに分れると思ひます。

一番普通に考えられております宗教の定義というのは、これを平つたく言えば、宗教というのは、神と人との関係であるということになります。そういう定義であります。これは一番広く用いられております。これを素直に受け取つて考えますと、神社は、そつくり宗教になつてしまひます。問題を残しません。ところが、宗教は、神々と人間との関係ということだけに限ると、具合の悪いこともあります。たとえば、仏教、禅のようなものは、神を立てない宗教であります。そのような宗教のあることを考えますと、これは宗教の一般的な定義として、必ずしも適当ではないかもしれないというのが、近頃の学者の考え方であります。それが一つであります。

第二番目の見解は、人間あるいは社会の持つ神聖性であります。神々しさ、ありがたさというような神聖性をとくに強調する文化現象を見なすという考え方であります。これは神との関係だけでは宗教のきめ手にならないということが明らかになつてきましたので、近頃の学者がだんだん考え始めたことであります。ユダヤ教もそうであります。神道ほど神聖性を強調する宗教は珍しいほどです。この考え方からしても、やつぱり神社神道は宗教になります。

三つ目に、これはもつと近ごろの考え方であります。宗教というものを、もつとダイナミックに考えまして、人間にとつ

てのはたらしきの上から空想していこうとするものであります。私の考え方、実は、分類すればその中に入るものであります。私の考えております定義は、宗教というものに共通な、基本的な点として、「人間の問題の究極的な解決を目指す営みを中心とした文化現象」と見ております。神というようなことを言わずに宗教を規定していくのであります。

さて、その定義にあてはめて考えてみますと、問題は複雑になつてきます。靖国神社や伊勢神宮は、宗教現象の中心的部分にはなつて、宗教現象のうちのそうとう周辺的部分にあるということになつてくると思ひます。その中でも、靖国神社の方が、宗教現象としては、もつと周辺の私には思ひますのであります。

伊勢神宮の場合について考えてみますと、参拝者のうちのどれほどの部分の人が、伊勢神宮におまいりすることによつて、人間の問題の解決を願つておられるかということが、問題の点になります。伝統的に神社の方々の間には、神道というものは個人に関する事柄については祈願をしない、公のことだけ祈願をする。だから、神道は宗教ではない、という考え方がありました。しかし、この考え方というのは、我々の学問の世界では、どうも通用しないように思ひます。そういうことは、ある現象が宗教であるかどうかを決定する差別ではないのではないかと考えるわけであります。公のことも、広い意味では、自身自身の問題でもあります。たとえばある人が、自分は公のことだけしか祈願しないから、自分は宗教をもつていないといつて、それで、筋が通るかどうか。一般の神社神道は、非常に特殊な形のものではあるけれども、やはり、宗教とは考えられません。しかし、そういう第三の種類の定義から考えていきました、人間の問題をなんらかの方法で究極的に解決するという点にウエイトおいて考えていきましたと、日本の神道のうちの、ある特定のものはことに宗教としては特殊なものになつていく。というものは、神道は、神々を祀ることに重きをおく。祀りつ放しで人間の問題は余り立入らない傾向があります。ある意味では、すから、人間の問題の解決ということが軽くなる。そのような意味で、神道は、特別な性格を持つた宗教です。しかし、伊勢の場合には、それは実際問題としてどうなつておるか。かりに百万人参拝者のうちで、八十万まで何等かの意味で、人間の問題と結びつけておられるとすれば、これはそうとう宗教的性格が強いと言わなければならぬと思ひます。伊勢については、そういう問題が起きてくるとわれわれは思つておりま

す。

靖国神社の場合には、それが、もつと薄いのではないか。この場合実際はどうであるかは、実態を、もつと精密に観察してみなければわからないのであります。おそらく問題は七分三分になるのではありますまいか。そこで、靖国神社の場合には、その宗教性について、幾分研究してみることがある。私は、個人的にはラジオや書いたものに対してずいぶん投書などを受けておられるのであります。国のために生命を捧げたのに、なぜ、国の手で祀つてくれないのかという戦死者の遺族の気持はよくわかるのであります。しかし、そうした個人的な感情をはなれて考えてみますと、理論的には、その祀り方が、一つの特定の宗教の形をとつておられるところの難点がある。それが、なかなか遺族にはわからない。それでは、反憲法になるおそれがあるのであります。ただ今、前田さんがおつしやつた通りの問題があるのであります。そこで、どうもまず公平に学問的に考えてみなければならぬということに、問題が残るのではないか。それをどう解釈するか、そこに、基本的な問題があるように思われる。それが第一の答えであります。

つぎに、第二の問題の憲法の関係について、一言だけ申し上げたいと思ひます。ここでは、将来の憲法改正の問題からんで、改正した方がいかどうかということとは、ぜんぜん別なこととして申し上げます。別の問題として、しかし、憲法改正の問題に、その性質上、からんでくる点について考えてみます。もし、伊勢神宮や靖国神社が宗教であるということ認めながら、国ともつと密接な関係をつけようとするならば、今日の宗教に対して持つております二つの根本的な原理、すなわち信教の自由と、政教分離のうち、政教分離の方を改めるよりほかはない。それを改めることがいかに悪いかということはずいぶん別問題として、技術的には信教自由の原理の方は、そのままにしておいても、政教分離の方さえ改めればそれでいい。たとえば、スカンジナビア諸国に参りますと、その例を見ます。ノルウェーでもスウェーデンでもいいのであります。これらの国では、プロテスタントが国教であります。プロテスタントを国教としながら、しかも宗教の自由は、憲法で保証しております。どういふふうにして、その両方を両立させているかと、調べてみますと、国教がプロテスタントでありますから、国民は、生まれたとたんに、まず、自動的にそのメンバとして登録されてしまふのださうであります。しかし、その人が十七、八才になつて物心がついて自分で考えてみた結果、ほかの宗教に

変りたいと思つたら、役場に行つて、私は国教はやめたと届をすればよいのださうであります。そのとたんに自由になる。そういう意味で信教が自由だということでありました。私は、これは条件付の自由だと思います。もし、日本でも特定の宗教と国とを結びつけたのであれば、そういう国の憲法と同じようなものに、つくりなおす必要がありましよう。今の憲法の考え方のまま行こうとするならば、筋を通すためには、前田先生がおつしやるように、宗教的要素を相当程度払拭してしまわないと、問題が残るのではないかと。私はそういうふうには考えません。

○一松委員 お話よくわかりましたが、要するに宗教とはなんぞやというその定義は、この法律で、本法における宗教とはかくかくのものを言うことにしておいて、そうして伊勢神宮とか靖国神社というものはそのうちに入らんとするに規定すれば、われわれは目的を達するわけなんだ。宗教はなんぞやということを経験できめて、そのきめ方がいいとか悪いとか、それは別問題。わが国における憲法上の宗教というのはこういうもの。宗教法における宗教というのはこういうものだと。宗教法というので、そうして伊勢神宮、靖国神社というものが宗教というその定義に当てはまらんとすることであれば、私もその考え方が守られるということになる。そういうことを実は承りたかつたのです。よくわかりました。ありがとうございます。

○大石委員 岸本さんにお願ひいたします。先ほどのお話を聞いておきますと、二十年十二月十五日の神道指令というものは、国家の弱体化の目的はなかつた、その一つの根拠として、パンスさんの個人的な人格のお話をなさつていたんですが、私もおそらくそれは岸本さんが直接接して感得されたパンスさんの人格の問題ですから、その通りだろと思うのですけれども、パンスさん個人の意図が、日本国家の弱体化を目指しておつたか、目指しておらなかつたかということ、神道指令が日本国家の弱体の客観性を理論づける根拠には、私はならんと思うのです。パンスさんは国家を弱体化する意思はぜんぜんなかつたとしても、客観的に神道指令というのが、国民統合のよりどころを廃したということであれば、パンス個人の意図はどこにあるかと、神道指令は日本弱体化の一つの政策であつたというこの批判も成り立つと思ふんですね。その点からは岸本さんはどう考えですか、パンスさんの主観的な意図でなしにですね、神道指令の客観的な意義ですね。それについて簡単にお願ひできたらと考へておりますが……。

○岸本参考人 一つずつ御返事します。忘れてしまいますから。

ただ今の問題は、二つに分けて御返事できるかと思ひます。一つの角度から見れば、おつしやる通りです。さつき福田さんもおつしやりましたように、たしかに、パンス博士にはどうにもならない線があつた。私もそう思ひます。しかし、私の申し上げたかつたのは、近頃、日本で盛んにいわれているように、司令部の政策は、上から下まで揃つて、日本をやつつけようという意味のものではなかつたということです。それを申し上げたのです。一番上層部の最高の政策がどうであつたかということとは、おのずから別の問題があると思ひます。それが一つの角度であります。

二つ目の角度は、これは見解の相違でけつこうなのでありますが、私は国家と神道が分離されたからといつて、別に日本が弱体化されたとは思つておらないのであります。そういう見方も日本の中には非常にたくさんあることは知つておりますが、あの点では、弱体化されたかもしれないが、ある点ではかえつて健全になつた面もあると思はれるのであります。それはいろいろの角度から考へてみなければならぬ。六分四分、七分三分の問題だと思ふのであります。

○大石委員 六分四分のその六分の方がどつちですか。いい方ですか。

○岸本参考人 それは人によつて違ふと思ひます。

○大石委員 岸本さんの判断を。

○岸本参考人 くわしい事はひとつ後の機会まであずからしておいていただきたいと思ひます。これは影響するところが非常に大きいのであります。よく考へたあげく、またものを言わして……。

○大石委員 それからもう一つ、岸本さんにこれは前の総会のときにも問題にしたのですが、憲法で宗教の自由といつたつて何が宗教かということは、憲法以前の問題として考へなければいかんというようなお考へが、たまたま今の一松さんの質問にも出て来ていると思ふのですが、そういう点、私も憲法をやつております者は、憲法以前の宗教は何かということ、憲法に宗教の自由といふときの宗教は何かということは、これは必ずしも一致するとは限らんとするのです。たとえば宗教といつたつて精神的なものだ。精神的なものだといふ意味においては、憲法上の宗教だろと憲法外の宗教だろと、同じ基盤に立つ、精神的なものうちわが国の憲法が宗教といつて、おるものは何か。これはやはりそれ自身の問題として考へなければいけないと思ふのです。そうするとやはり近代の国家憲法が何ゆえ

に宗教の自由というものを、国家に対する個人の自由というものを、国家に対する個人の自由として保障したか、そういうところから考へてくるというところ、国家と関係のない個人の問題だからではないか。国家のものは国家へ、個人のものは個人へ、これが基本的な権利としての自由といふものの本質をなすものじやないか。性格が国家的なものであるならば、国家からの完全な自由といふようなことは、国家性を持つものについては、これは考へられない問題ですから……。そういう点になると、どうもやはり先ほどの飯沼さんからも出たようにですね、日本の神宮とかいうようなものは、日本国民の国民としての統合の精神的なよりどころとして、日本民族が持ちこたえてきておつたものだ、こうなるといふと、神宮の本質というものはまさに国家的なものとして切り離しては、考へられないのじやないか。すなわち神宮の国家性といふものが、本質的なものだといふことになると、個人のものとは個人に、国家のものは国家にと、こういうふうな問題と関係してきまして、国家との関係が考へられなければいかんじやないかという問題が出て来ると思ふのです。その点はどうしてもやはり岸本さんのお考へでは、宗教と言へば憲法上の宗教なのか、憲法外の宗教なのか、そういう区別はつけられないといふんではいけません。

○岸本参考人 私は、それは、程度の問題だと思ふんです。たとえば雪男が人間だか人間でないかという程度であれば、憲法では、雪男は人間だと解釈するといふことがあつてもいいと思ふのです。しかし、生物学者も動物学者もみんなが猿だと思つているものを、憲法だけが、人間と解釈するといふのでは、これは筋が通らない、だれも承知しないと思ふのです。そういう程度問題があると思ふのであります……。

○大石委員 いや、それは承知する、しないではなくて、各国家が制度を設けるに当つて、どのくらいものを国家が取り締まり、あるいは国家が考へる宗教とするかといへば、これは国家制度として考へあつた限界ではないかという点ですね。それはできるでしょうか、できないでしょうか。

○岸本参考人 ちよつとあるいは問題のポイントを取り損つておるかもしれませんが、宗教法人などというのは、そうではないのですか。つまり信教の自由については、全くその自由を認めておられるけれども、それが財産を所有するというような、一つの制度になつた限りでは、国家が関係してくる。それは、今でもあるのではないのでしょうか。つまり信教の自由は許して、国家と宗教の政教分離をやつておる今日でも、それは、矛盾なく

るということを申し上げましたが、実際問題としてたくさん国民が、神宮なり神社にお参りをしております。これはお参りをし、お賽銭をあげ、あるいは御札をいただく。あるいは神樂を奉奏するというようなことをやっております。しかしこれもですね、先ほど前田先生は宗教的とおっしゃいましたが、しかしそれはどこからどこまでが宗教的なのか。お賽銭をあげることは宗教的なのか、お札をもらう人にもいろいろありまして、中にはお土産のかわりに買って帰つて配るという様な人もあるわけでありまして。どこまでを宗教的としてこれをはつきりさせることができるかということ、これは私なかなかむずかしい問題ではないかと思ひます。ただ神宮におきましては、国民がお参りをし、中には神樂殿でお参りをいく人もありますが、これは従前の制度におきましては、国のお祭りとは嚴重に區別をしております。すなわち神宮の公のお祭りというのは、神宮司庁官制による祭主以下大宮司、少宮司、弥宜がそのお参りをやっております。それから臣民の奉養と称しまして、一般の国民がお参りをしてお賽銭をあげる。あるいはお札を受ける。あるいは御神樂を奉奏するというようなことは、神宮神部署という別な官制による役所を設けておりまして、ここで取り扱つておつたのであります。そして神宮司庁の方の大宮司、少宮司は当時のいわゆる本官でありまして、純粹の勅任、奏任の官吏でございましたが、臣民の奉養を扱うところの神部署の職員は、待遇官吏ということにいたしておりまして、その間の區別ははつきりとさせておつたわけでございます。

今、お札の授与を禁止し、神宮、神社の宗教的なものを取り除いたらどうかというお話が出ましたのでございますが、それならば国があつた神宮、神社の経営に要する経費を全部負担するという覚悟をいたしません限り、私はこれはむずかしいことではないかと思ひます。今日は国費は一文も出ておりません。終戦前におきましても、あの神宮の経営に、当時の金で国庫から供進しましたのはわずかに二十三万円、大部分の経費というのは、国民の奉養によつてまかなわれておつたのであります。私は公の秩序、善良の風俗にさしつかえない限り、国民が神宮、神社からお札をもらう、あるいは御神樂をあげてお参りをするということ、とめなければならぬという理由はないのではないかと考へます。

○田上委員 これは御質問になるかどうかわかりませんが、神道指令は今の新憲法ができるまでの事情として、非常に重要なものと存じますけれども、現在の憲法の解釈とい

たしましては、直接考慮する必要はない。これはもう現在占領が終りましてから、指令は一切効力を失つておるわけでございます。ただ問題は神道指令の内容が、憲法を作るときにさう強く働いておるから、これが現行憲法の中味に取り入れられておる範囲においては、これは憲法の原理として、今日も尊重さるべきものであると思つておるから、この点は別に御議論がなかつたようでありまして、それくらいにいたしまして、ただ私の一つだけ感想を申し上げますと、神宮神社が宗教であるかどうか。これは前の総会にもいろいろ御議論がございましたので、繰り返す必要はないと思つておるから、岸本教授が繰り返しておつしやつておられますように、宗教という概念は非常にむずかしいものであり、そうしてこれはある意味においては法律の規定以前のもかと思つておるから、ただしかり私に感想を、率直に申し上げますと、法律の扱ひの場合に、明らかに宗教でないものを宗教であることは、おかしいのでございますけれども、またこれは技術的な問題でありまして、たとえば宗教法人法で宗教という場合は、岸本先生もご存じのように、われわれが常識的に見て宗教でないものに入つておる。と申しますことは、宗教でない常識的に考へまして、法律的に關係者が宗教である、宗教団体であるという一方向的に申してきた場合に、それを国家権力によつて、あなたは宗教でないから、宗教法人法を適用しないと拒否することが、技術的に困難であるということでございます。ほんとうを言へば実質が宗教でないものを、宗教法人法で扱うということはおかしなことであり、法の精神に合わないと思つておるから、実情は私はやむを得ない、結果的に見て宗教の実質を備えないものが、宗教法人法の適用を受けることになりなつておると思ひます。

その点はしばらくおきまして、神宮神社につきまして、もしこれが宗教であるということになりますと、われわれ憲法の上で、これを宗教でないものとするのは、非常にむずかしい問題になります。しかし先ほど大石さんも言われましたが、実際にはその宗教であるかないかのかなりデリケートなところになりますと、あるいは解釈の仕方によつて、あるいはまた前田先生が言われたような意味で、もし宗教的な色彩があるならば、それを取り除くならばという条件をつけてもよろしいのであります。神宮なり神社を宗教でないように扱ふことが、絶対に不可能かというところ、さう考へる余地があるのではないかと思つてございまして、この点で実はこの宗教団体法が、これ

は昭和十四年でございますが、できたときに、私はキリスト教の立場でもつて、文部省の当時宗務課長をしておりました稲田前文部次官と、かなり議論をしたことがあるのでございます。そのときに一つの問題になりましたのは、キリスト教の教義によると、天皇もやはり人間である。人間であればキリスト教においてすべて罪人であつて、本来罪人であるということになるんじやないか。そこでさういうことになるから、やはり国體の本義というか、國體に反することになるから、どうするかということ、キリスト教の教義と國體との關係で、文部省が宗教団体としてキリスト教の團體を認めるかどうかということ、さうさうむずかしい問題にぶつたことを存じておられます。

キリスト教では、人を神が裁くということがございます。天皇についてもやはり人間であれば、罪人であつて、神の裁きを受けるかどうか。実はさういふことは、法律とか政治の問題ではないと思つておられますけれども、とにかく何か教義を書いて出せということになれば、さういふ点に触れてくる。そこで當時の話では、文部当局としてはよく事情はわかる。わかつてかしの話では、各方面からやかましく問題があるから、少くとも表面はつじつまの合うように、角の立たないように、文章を作つてもらいたいという要求を出された覚えがございます。さういふ点は、だから私はやはり宗教団体法は、神道指令のあるなしを問わず、信教の自由ということを書きますと、やはり旧憲法においても憲法違反の疑いがある。これは何も新憲法の問題ではない。従来から疑問があると思つておるからでございます。

またもう一つの問題は、たしか佐々木先生が、かつて神社は明らかに國教であるという論文を書いておられる。どなたかの記念論文集の中に書いておられます。私も美濃部先生に憲法を習ひまして、先生は先ほど飯沼さんがお話になつたような立場でございまして、旧憲法でこれは政教分離が明確になつておりませんから、もつぱら信教の自由という方から考へて、神社は宗教でない。だから国民の——ある意味では——義務として、神社に参拝するというふうなことも、必ずしも憲法に違反しない。もしこれが宗教であるならば、明らかに憲法違反であるということをはつきり申されまして、さうしてだから当時の内務省の神社局と文部省の宗教局に分けておることは、さうせん憲法上正しいのである。だからその意味で宗教と神社とは、さうせん切り離すべきであるということ、強く主張しておられました。もちろんその根底には、天皇は神ではないということでありまして、さういふことを美濃部先生は強く言われまし

たので、この点は天皇機関説として非常な弾圧を受けた。

で私どもの時代、つまり昭和十年までは、比較的昭和の初めは美濃部先生の学説がかなり通説と私は思うのでございますが、したがって神社は宗教でないということ、だいたいは広く認められておつたと思うのでございますが、佐々木先生の立場、それからまた特に私が遺憾だと思ひますのは、神職の方の、これは政府ではございませぬが、神職の方の団体であつたと思うのでございますが、神社は宗教であるということを、強く主張しておりました。また美濃部先生の学説が非難されてから、つまり戦争中はこれはもうほとんど文部省におきまして、また政府一般から見しても、国体の本義などを見ましても、明瞭に神社は宗教の扱いを受けていたと思うのでございます。これは今日から見ると、これが一つの災いであつて、だから戦後に外国人が見まして、神社の歴史とか実態をあまり知らないという、初めから戦争中の日本の態度を見まして、神社は宗教である、こう考えたのはどうせんと私は思うのであります。しかしその解釈が……従来の政府、戦争中の政府なり、そういった一般人なり神社方面からの解釈が、果して明治憲法のもとで正しかつたかどうか、これは非常に疑問がある。少くとも論理的に言えば、旧憲法以来信教の自由が認められておるんでありますから、その意味において神社が宗教であるということは、非常に疑問があつたと私は思うのであります。

美濃部先生の立場をとれば、戦後まさに神道指令が言つておりますようなことは、少しも不思議なことではないので、むしろどうせんかことだ。つまり問題は信教の自由ということであり、佐々木先生も実は神社は宗教であると言われませんでしたけれども、私が論文を読みました範囲では、神社という大きな宗教は、仏教もキリスト教もあらゆる宗教を包容するものであるというふうに言われるのでありまして、おそらくその意味で佐々木先生は国教ではあるが、信教の自由を否認するものではないという説明であつたかと思つております。

これはやはり神社以外の宗教を信する者から見ますという、非常に疑問がございまして、宗教はかなり排他的なものである、絶対独断というか、そのようなものでありますので、したがってキリスト教を信じ、かつ神社を宗教として信ぜよということになると、かなりこれは無理がある。少くとも私自身にとつては、そうとう不合理なものだと思つてございます。でありまして、憲法で信教の自由というものを認める以上は、神宮とか神社が宗教であり、しかも同時に国民にならなからかの義務を伴うこ

とになりますと、とうてい憲法の解釈として認めることができないと思つてございます。

しかし、美濃部先生も言つておられますように、これは信教の自由を害しない場合には、言いかえれば神宮神社をかりに宗教であるといつたしまして、その信仰を国民に強制しないということであれば、それほどやかましく考える必要はないし、岸本教授の方では、あるいは御議論があるかと思ひますが、一応制度的に、宗教と神社とを切り離すことができると思ひますと、憲法上はなんとか説明がつく。ただし新憲法は政教分離を認めておりますから、これを文字通り厳格に解しますと、そうして神社を宗教と見ると、私はこれを国と結びつけることがむずかしいと思つてございます。

しかしその点、個人の考えでは、神社を一応普通の意味の宗教ともし切り離すことができるとすれば、つまり従来の旧憲法で考えて参りましたように一応説明がつくとすれば、現在の政教分離を認める場合でも、必ずしも国家とそれから特殊な神宮——一般の神社は私はよく存じませぬけれども——今の伊勢神宮とか靖国神社については、理解の仕方によりましては、国家との結びつきを必ずしも憲法違反とは考えないのでございませぬが、これはしかし意見になりますから、あまり申し上げることはさしひかえたいと思ひます。

神社の宗教の意義が幾分不明確であるということ、憲法で考えます場合には、政教分離ということが、どうして憲法の制度として必要であるか、ただ、そういう制度が憲法に入つておるから、この理由のいかんを問はず、どうせん無条件に考えるというのか。あるいはそれがたとえば信教の自由ということに重点があつて、そうしてその立場からそれに明らかに矛盾するような限度において、政教分離を考えると、幅のある解釈の余地もあるのではないかと。

私の申し上げますのは、憲法改正をしなくても、現行憲法のもとである程度なお考慮の余地、国家と神宮神社との関係でございませぬが、考慮の余地があるように思つてございませぬけれども、もし岸本先生あたりで御意見がありましたら伺いたいと思ひます。

○岸本参考人 別に今おつしやつたことに対する意見ではないのですが、ひとつ特定の問題で議論して見ますと、知らずにそれを乗り越えて、論理の矛盾を冒してしまふことがしばしばあります。きょうも、うつかりするとそれになりますので、その

点で申し上げておきたいと思ひます。それは、靖国神社と伊勢神宮だけをとり上げますと、問題は、むずかしいと言ひながら、わりに簡単であります。ところが、伊勢神宮というものを、日本にある八万の神社全部の代表的な例として考えるということになりますと、問題が非常に複雑になつて参ります。たとえば今日の神職の中には、氏子を救わなければならぬという考えで活動しておるものも相当あるようでありませぬ。これは、はつきり宗教の形態を備えていません。ですから、それを区別する必要がある。伊勢神宮だけを単独の問題として議論して、その議論の結論が出ると、その結論だけを神社全部に及ぼすということになりますと、論理の本質をおかす危険があるということをおし申し上げておきたいと思ひます。

○広瀬委員 大へんむずかしいお話でしたが、私はまず簡単なことからお伺ひしたいと思います。宮内庁の関係の方に、神宮それから神祇、そういうような経費は内廷費ですか、どつちですか。

○高尾参考人 内廷費でございませぬ。

○広瀬委員 それはやはり個人たる天皇の基本的な人権たる信仰の自由という見地に立つて、お参りをなさるからということですか。宮廷費で出してよきものなものでございませぬか。

○高尾参考人 宮廷費は公費でございませぬから、憲法八十九条に違反する疑いがあるという理由でございませぬか。

○広瀬委員 では公の立場においてお参りをなさるといふことになれば、宮廷費でいいわけでありませぬか。

○高尾参考人 現行憲法のもとにおいては、疑問があるのではないかと思ひます。

○広瀬委員 これはやはり公私の関係から。

もう一つ、今度は飯沼さんに。あなたのお話のうちからお伺ひしたいんですが、あなたのお話で確かめておかなければならぬ重大な問題は、いわゆる明治憲法時代ですね、われわれの明治以来考えておつたことは、国の政治としては、明治時代の憲法も公の秩序にそむかない限りは、信教の自由があると、そういうことでした。それでしかし私どもの頭には、こういう場合に考えられたんですが、やはり神社は宗教ではないのだということが、大前提。そうして祭政一致でいくのだということが、国の国策だ。だから何が国教であるかということ、法律上は定めていないけれども、実際は国教というものはやはり国家神道だ。こういうふうには私は考えるのですが、そんな考えで明治時代以来進んだと見て、あなたは最後の神祇院副総裁としてど

ういうふうな考えますか。

○飯沼参考人 国教という言葉は使っておりませんでした。神宮なり神社というものは、宗教でありませんから、したがって国教という言葉を使ったことはございません。ただ明治初年には大教宣布という言葉がありまして、つまり惟神の道を国民に説きあかす。それを宣布するというような運動が行なわれた時代がございます。しかしこれは何年くらい続きましたか、おそらく私は明治十年ころまでには終つてしまつたのではないかと思います。

○広瀬委員 それから宗教にあらずということは、動かなかつた。祭政一致ということも。

○飯沼参考人 祭政一致という言葉は、明治初年にはたびたび出ております。しかしその後は公の文書の上に祭政一致という言葉は使われなかつたんじゃないかと思ひますが、しかしその精神は制度のかけに残つておつたと思ひます。先程引きました憲法の前文、それから教育勅語などを見ましても、「この道は皇祖皇宗の遺訓にして」と仰せられておる。それは私はやはり政教の基本だという精神は残つておるものと解釈しております。

○広瀬委員 もう一つ。なお先ほどの、伊勢神宮の問題の際に、お話のうちに、神宮が一番大きな問題とおつしやつた言葉に、神宮の問題、御鏡の問題、これが公か私かということがございまして。これは参拝も公か私かということに関係するんですが、これが一番大きな問題だというふうにお話になりましたが、そうすると神宮は宗教であるということを是認した上での神器の問題でしようかどうなんでしょうか。

○飯沼参考人 いや、私は宗教だと思つておらないのです。

○広瀬委員 思つておらないが、一番大きな問題だというのは。○飯沼参考人 そこでそれをどう解釈したらいいのか、私どもにはわからないということ。一方において宗教法人というものによつて、律せられる。一方において皇室経済法。どう説明したらいいのか。私にはわかりませんということを申し上げた。

○広瀬委員 今度は前田先生に、御意見を伺いたいです。みなさん神社と申しますか、あるいは宗教に深い関心を持つておられるのですが、そこで一つ現在の制度というものはですね、それはまあどういう精神でやつたかということ、かりに日本弱体化の意味でやつたかどうかということとは別問題といたしまして、現在の制度というものはつきり前の憲法の精神と違つてきておる。その影響ですね、というのは憲法施行後

十五年になつておるが、これが国民生活とかあるいはもつと具体的に言えば、国民道徳とか宗教的情操の問題であるとか、あるいは政治的にも影響があると思うのですが、こういうような問題について現在の憲法ならびに宗教法人の制度がどんな工合に影響を与えているかということについて、何か著しいものを飯沼さんのお立場なり、大金さんの立場なり、あるいは前田先生のお立場なりでお話願ひたい。

○前田参考人 私は深くそういう問題を調べておりませんが、どうもお答えをする資格があるかないか、疑うわけですが、ばく然ただお前の印象はどうかというお尋ねならば、ぎこちない点がありますけれども、ことにそれが伊勢神宮と靖国神社についてはなんか割り切れない感じを持つんですが、それを除いてはだいたいにおいて現在の通りでけっこうだと考えております。

○飯沼参考人 私は先ほど申し上げました通り、神社関係につきましては、神宮を除いては指令の出したあとの神社には、ぜんぜん触れておりませんので、よく実情を存じませぬけれども、お尋ねはなんといひますか、世間が……。

○広瀬委員 世間にどういふ影響を与えたか。国民道徳の上に、国民の宗教情操の上に、あるいは政治の上に、どういふような影響を与えたか。著しいものでお感じになつておるところを伺えれば。

○飯沼参考人 私は非常に自由になつて、国民がのびのびとしてきておる。これは非常にいいところではないかと思ひますが、しかし、教育の面でも、政治の面でもやはりなにかよりどころが見失なわれている。少しでも理想に近づくという点が多くなつておるんじゃないか。神道についてああいふような指令が出たわけでありませぬけれども、しかし一般の国民の常識から言つて、つまり神様というものは最も理想の完全な形。それに人間が近づくという努力、そういうものがぜんぜんなくなつてしまつたんじゃないか。なるべくそういうものの理想的な形へ近づいていこうという道義的な気風がなくなつてしまつたんじゃないか。私には考えます。やはりその点において神宮、神社の制度についても考えてみるべきではなからうかということ。私は考えておる。決してそれを強制するつもりはありません。また強制した事実も少くとも内務省においてはあります。ほかの方でどういふ運動が行われたかは存じませぬけれども、こういう精神的な問題を強制してみても仕方がない。しかしなにか一つそういう目印し、旗印しを掲げておく必要はあるのでは

なからうかということを考えます。

○大金参考人 私申し上げるのは、だいたい飯沼さんと同じこととで、そういう方面のことについては心配しておる一員であります。その反面、一般神社界というものが、非常に調子が下つてしまつたといひますか、理想を失つておるといひますか、指導力を失つたといひますか、非常に悪い言葉を使えば、神社のうちに堕落したものが多くなつてきたんじゃないかと思ひます。これはやはり国家でありますか、国民全体の力をもつて神職界そのものの立て直しをしなければ、こういう飯沼先生の御心配になつたようなことが、いよいよ深くはせんか。この点を私は考えております。

○広瀬委員 もう一つ。そこで憲法全体が非常に国民の自由を尊重しますから、のんびりとしてきた。非常にけっこうだと思ふのですが、ただそこに一つ伺ひたいのは、日本の憲法というもの、もし現在のままでいつたならば、まあ前田先生は神宮および靖国神社の問題は、少し割り切れないが、ほかの問題はいいとお考えのようですが、私どもも田舎に育つて、田舎に始終行くが、神社というものは津々浦々にまであるわけですが、そういうものがだんだん荒廃をする。こういうようなことが、現行憲法のままではいけません。それがだんだん進むことになつておるのです。こういうことで、実は日本国憲法の特長というものはなくなるんじゃないか。日本国憲法の特長はやはり日本固有の生命をにぎらなければならぬというのが私の考えです。日本固有の生命となれば、やはり神社なんか日本固有の生命の一つであります。そういうものがこのままでいけば、私は全般的に頽廃する。さりとて決して宗教の自由を禁止しろというようなことは私は思ひません。宗教は自由でいいと思つておるのです。ただ現在の憲法のいき方は、あまりに行きすぎじゃないか。つまり日本の神社が日本の軍国主義の根底であつたと解されたところに誤解がある。その誤解を解かなきゃいけない。現在の憲法はなんといつてもそういう形でできておるんだと私は思ひます。それは先ほど来お話の告文でも、祝詞でも、平和と繁栄を祈る。これをアメリカさんがやつぱりわからなかつたんですから、解きほぐしてやらなければいけない。そう考えますと、憲法自体が誤解に出発していきやしないかという気がするのですが、そういう点から私は全国的に神社が頽廃するということ、津々浦々までいつてしまふことが困つたことだ。政治の上にも、どこにおいても、よく今度の憲法改正の機会において、宗教は自由だ、自由だけれども、軽んずるのではないのだ、宗教的情

操はどこまでも高めていかなければならないのだ。こういうようなことをしきりに説明されておりますが、今の憲法の書き方は、いかにも行きすぎな感じがするというように思うのですが、非常にあなた方重大なお立場におられるから、なんです、その点を伺いたい。憲法をこのままで、国の政治の方向にどういう影響を与えるかということについての考え方をおききたい。

○前田参考人 だいたいのお話の中にあります占領軍その他がこの神道を、なんか軍国主義の、ことに世界を征服しようというふうなところでもない軍国主義の一番もとの動力であつたというように考えておつたということは、これは著しい誤りであつてですね、その誤りはむろん明らかにしなければなりませんし、また外国人も近ごろはだいたいぶそれは気がついてきておつて、今日学識のある人は、もうそういうことを言つておらんと思うのです。現に日本通の学者たるサー・ジョン・サンサムが最近「日本歴史」という本を出しましたが、その中で神道について説明をしておる。その説明によりまして、神道というものは——これもまたいろいろ異論が出て来るかもしれませんが、これも一種の自然に対する愛から発足して、それに祖先崇拝というものが加わつたもので、ある一部の人の言うように、これが恐るべき軍国主義の動力だなどというところは、とんでもないことだということと述べておりますが、そういう解釈の人はいま識者の間には非常に多いと思うのであります。ですからそれはむろん是正しなければならぬと思うのですが、第二段のそういう思想を是正しなければならぬから、今のような憲法を変えなければならぬというように考えられるかどうか。そこはちよつと私は飛躍しておるんじゃないかと思うのです。その議論をやりますと何時間もかかりますから、申し上げませんが、私は結論だけ申し上げます。

○広瀬委員 それは私は言葉が足りなかつた。

○飯沼参考人 私は今の憲法でも、神宮が、神社が宗教でないという国の方針が立ちさえすれば、さしつかえないのではないかと思います。つまり国の象徴、国民統合の象徴たる天皇は、やはり一方において大祭主として、神宮をお祭りになる。三殿のお祭りをなさる。そこで私は初めてほんとうの日本国の象徴、国民統合の象徴であられることになるんじゃないか。少くともその点だけについては、私はそう考えます。

○飯沼参考人 それから八十九条、皇室その他……。
○飯沼参考人 私は宗教でないと申すのですから、さしつかえないと思ひます。

○高柳会長 非常に素朴な質問ですが、神道が宗教かどうかという点に關して、ちよつとお尋ねしますが、天皇がたとえばキリスト教に改宗されるという決意をされた場合にね、神道側にレジスタンスがないですか。あるいはそれはいかんと、こういう気持ちになるでしょうか。宗教でなければこれは自由なんですよ。

○岸本参考人 それは、神道者にとつては、少くとも非常なショックでしような。

○高柳会長 そうなると非常に宗教的エレメントが強いんじゃないですか。

○岸本参考人 私の理解では、なんと申しても、神道というのは、特殊のものを除いては、七分までは宗教であります。ですから、おつしやつたことも、そういう線の自然の現われだということに考えられます。

○高柳会長 天皇がキリスト教になられる場合に、神道の方でははげつこうだと、こういう気持ちでられるか。あるいはそれはげしからんというレジスタンスを感じるか。

○飯沼参考人 それはだれでしようか。神道という神社関係者。

○高柳会長 神社関係者ですね、神職。

○飯沼参考人 レジスタンスどころじゃない。非常なショックだと思ひますね。

○高柳会長 そうなると、非常に宗教的なものだというふうに認定されても仕方がないじゃないですか。

○飯沼参考人 神社ですか。

○高柳会長 宗教の自由であるから、キリスト教に改宗されてもそれはけつこうだ、神道というのは宗教でないから……。

○飯沼参考人 それは法律論としてですね。

○高柳会長 いや、そうでなく社会現象として。

○飯沼参考人 私はただ社会現象として、むろんそういうことがあつたら、それはレジスタンスが起る……。

○高柳会長 だから神職の人は、やはり宗教だという意識が非常に強いんじゃないですか。

○飯沼参考人 それはあるいはその指令が出たあとで、みずから好んで宗教法人を名乗つて、宗教法人なりとして組織を改め、そして神社本庁に加わつておるんですから、そういう人はあるいは宗教だと思つている人もあるかもしれませぬ。私の私個人は……。

○高柳会長 つまり宗教であるかどうかという点の外部的なつまり社会心理的といいますか、そのテストをする場合に、ほんとうに宗教にかかわらない、神道というものは昔からの祖先を憧憬するような念から出ているかどうかテストする場合にはキリスト教であろうがマホメット教であろうが、信仰は個人の自由で、天皇といえども自由だということに考えるか、天皇はキリスト教になつては困るところというふうに感じるかですね、そのところは素朴な質問だけれども、ポイントに触れておるところじゃないかと思うのです。

○飯沼参考人 法律上は宗教の自由で、何を信じようとするかはいつこうさしつかえないかもしれませぬ。ただ実際問題として神職関係の人たちがそういうことを聞いたならば、レジスタンスを感じるだらうと思ひます。

○大石委員 高尾さんにお伺いしますが、先ほどの宮内庁の実際の行政事務の執行のよりどころとして、神宮と皇室との関係は、天皇個人の基本的な人権をよりどころとして、実際の行政をやつておられるように聞いたんですが、ところが大金さんの個人のお考えとしては、今の憲法下においては、個人の基本的な人権というものを根底にしての取り扱ひには、疑問を持たれるというふうにお聞きしたんです。その点は私も同感なんです。それは今の憲法でも天皇は国家の象徴なんだから、しかも象徴性というものは天皇一人に専属する性格であつて、象徴でない天皇なんだというものは今の憲法においては、天皇は国家の象徴なんだ。だから象徴でない個人、人間の天皇というものは、憲法論としては考えられないのではないかと。そうしますと神宮との関係でも、象徴としての天皇の祭祀ということになると、それは象徴という憲法の認めた公の地位にある人の祭祀だ。だからどうも憲法論として厳格にいけば、象徴でない天皇の基本的な人権を根底にした行政事務の執行というものは——これは占領政策からやむを得ずすることによつて、占領軍の圧迫から自由な伝統的なものを守つていこうという、その骨子はわかりますけれども——理論的にはどうもそういう事務の執行は、私は正しくないと思うのですが、この点高尾さんどうですか。

○高尾参考人 先ほど申したように、個人的、基本的人権として、三殿を奉斎すると申したのは、戦後の情勢に対応するために、それ以外には方法がないという見通しで、やつたということでごいまして、現在宮中行政としてやつておられるのは、そういう意味ではごいませぬで、もつぱら憲法八十九条が非常に厳格でごいまして、維持がいかなのみならず、それ

に便益を与えることさえいかんということになっておりますので、憲法八十九条のもとではいかんともしがたいということであり、現在なお基本的人権の問題だから内廷費処分だと言っておるわけではございません。もつばら八十九条の問題として扱っておるということでございます。

○大石委員 そうすると八十九条の解釈が厳格だ厳格だとおっしゃっておるのは、占領中の占領軍の解釈、立法体系、これが今日までずっとおととておるといことなんでしょうね。

○高尾参考人 現在の八十九条が、神宮の奉斎が宗教でないとはつきり割り切れれば、これは問題でございせんが、現在にお集まりになつておられる方でも、その点について断定的な意見が必ずしも立てられないじやないか。そうすれば八十九条はその便益供与さえいかんという、多少ともプラスになる結果さえ、公金をもつてやつてはいかんとということになつておれば、われわれとしては法の限度は少くとも守らなければならぬといふふうにお考えます。

○大石委員 先ほどの飯沼さんの御意見でございせんが、さつき会長から天皇がキリスト教信者になつたらどうかということ。これは飯沼さんの立場から簡単に見えるのですがね。何もキリスト教だから、マホメット教だから、仏教だから、大本教だからではない。天皇というものは国民のある一部に加担するやうな地位にはない。常に国民全体の上に立つ。統合象徴の地位だから、宗教あるいは個人生活の面においても、いわゆる天皇に私生活なしというあの考え方が、大本教あるいはマホメット教というやうな、そういった一方的宗教に偏られることを、天皇の象徴性から望ましくないというやうな意味で、たとえキリスト教についても天皇はなるべくはその点においては、個人的宗教とは無関係でありたいという、そういう希望なんじやないですか。

○飯沼参考人 いや、実は私、今会長からお尋ねになつたやうな問題は、考えてみたこともないのです。なんと御返事を申し上げていいかわからなかつたんですが、天皇にやつぱりやうい個人的人権があるのかどうかも、私にはよくわかりません。やはりむろん私は望ましいことは考えておりません。

○大石委員 いや、個人としては簡単な問題じやないかと考えておつたが、なかなか複雑にお答えになつておつたから。

○飯沼参考人 私はそういうことは希望もいたしません。そういうことがあろうとも考えません。

○黒田専門委員 岸本さんに簡単に伺ひするのですが、きよ

ういろいろ伺つておりますみなさんのお話ですが、神社が宗教か宗教でないかというやうなことに、明治以後の国家政策が中心になつて作られた神社とか神宮というやうなものが中心になつてお話になつておるやうなんですが、明治以後の問題というのは、歴史で見れば非常に短い期間で、日本の歴史始まつて以来の神社というやうなことに比べますと、非常に短い期間ですが、その間に非常に明治政府の政策によつてゆがめられた神社というのがあると思うのです。こういう問題を考える場合には、そういう問題じやなしに、もつと歴史的な伝統的な神社のあり方というものを振り返つてみると、この憲法問題というものは考えられないじやないかというふうには私は考えるのですが、岸本先生その点について、どうお考えになつていらつしやいますでしょうか。

○岸本参考人 私どもが、日本の宗教等を考えますときには、仏教渡来以前から考えるのが普通です。そのやうな長い間で考えてきますと、神社神道というのものにも、色々の変化がありました。明治以後の国家神道という形態は、その中の一つにすぎないと思われのであります。これを、全体として見ますと、神道は、非常に性格の変つた宗教でありますけれども、宗教と考えられるというのが、だいたいの宗教学者の常識といつてよいと思ひます。宗教と神道とを明治のはじめに、心ある神道家たちが区別されたのは、ぜんぜん別の狙ひと意味があつたのだと私は観察しているのであります。

それは明治初年以前、徳川末代までの神社というものは、御利益信仰的な、加持祈禱など、通俗的な俗信にくつついたやうな性格が強かつた。神がかりのやうな洗練されないものも多かつたんですね。そこで、明治初年になつて、神道というものが明治維新の指導原理でもありましたので、神道の中に、あんな俗信的な低いものを残してはいけません。ああいう宗教的要素は除いて、もつと洗練した高いものに作り上げようとしていく気運が動いた。これは非常に敬虔な理想的な見解だつたと思ひます。そのやうなわけで、この人々は、その洗練されたものを神道と呼んで、ほかのものを宗教とみなした。したがつて明治以後の神道界の人は宗教は、俗信だと考えてきたのであります。あの神職は宗教行事をやつてゐるぞといわれることは、まじないなんかやつてゐるぞという意味で、軽蔑されたことになりました。非常に恥としたものです。その伝説がずっと続いて来ております。ですから宗教の中には洗練されたもの、たとえば禅みたいなものがあるということは、ほとんどの神職は、考

えの中に入れていなかつたという現実があるのです。そういう意味での神道と宗教、つまり神道家が明治以後考えて来た宗教という言葉と、われわれが考えている宗教という言葉には、実際の問題としては非常に開きがあるということは、考えておかねばならない点だと思ひます。

○田上委員 福田さん先ほどちよつとおつしやつたんですけれども、公葬と言われましたか、なんか国の施設でもつて、宗教的な行事をすることは、確かにいけないこととされておりましたが、私も疑問に思ひますのは、政教分離というのは、それは厳格な、そこまでこまかく要求しておるものかどうか。たとえば政教分離が一番強く言われる日本の憲法の模範になるのは、アメリカ合衆国の制度だろつと思つたのですが、たとえばアメリカの場合でも、大統領が就任をするときには、宣誓の場合キリスト教の信仰を抜きにしてあつた形式が成り立つのかどうか。これはもう議論の余地がないと思つたのであります。だからそういう形式まで、すべて国の公の行事の場合には、宗教的な色彩を払拭しなければならぬといふのは、これはあつたんです。子定規の議論であつて、この点のお手本だと思つたのですが、アメリカがどうもそうなつていないように思つた、またもこれが今の日本の憲法が、かつてのフランスあるいはソビエト連邦のやうな宗教的な立場において、教会と国家との分離を要求しているというふうに見る根拠はあまり私はないと思つたのです。もちろん国によりまして、この分離を認めないものもかなりあるわけでありまして、日本の憲法の解釈として、これはここで議論するのはあるいは筋違いかも知れませんが、どうも従来政府の受け取り方が、あまりになんとか杓子定規に政教分離を受け取つておる。一体これは何を根拠にして、どういふものを参考にしてお考えになつておつたのか。アメリカともちよつと違つたやうに私は思つたのですが、少し窮屈すぎるやうなものでありますけれども、なんかそういう点で御感想であります。

○福田参考人 確かに田上先生のおつしやるやうに、その点は非常に私も事務をとつておりましたが、窮屈な思ひをしたのです。と申しますのは、この公葬の禁止というのは、当時は神道指令から来ておるわけなんです。したがつて、やはり神道指令を徹底させるという趣旨から言えば、非常にこれは微妙な点があつたと思ひます。

それからもう一つ、戦後公葬が行われたのは、主として戦没者の場合でございます。したがつて、戦没者の葬儀の際に、な

にか軍国主義的なことがありはしないかということが、占領軍の注意をかなりひいた。こういうような点からも、公葬の点については、特に厳重にやられたと思います。

ただ公葬と申ししても、宗教儀式を伴わない文民の葬儀等において、慰霊の形式をとつたものはよろしいと、こういうようなことを言っておりますから、したがってぜんぜんなく申しますか公の機関がそういうことをやめてはいけないということでもなく、ある程度の慰霊的のものは認めております。ただ公葬の場合に神道の形式で行うということが、二つ目に言われたんじやないかと思うのです。

したがって極端な場合を言いますと、家を建てて棟上げをする場合は、これはやはり従来の慣習からいくと、多くは神道の儀式でやっております。したがって、棟上げもいけない。たとえば役所の建物を建てた場合に、棟上げの儀式を神道でやつてはいけない。これは公葬と同じように、そういう宗教儀式をやつてはいけないということも、非常に厳格にやられた。

しかしおつしやられるような点で、たとえばアメリカあたりでも、そういうキリスト教の儀式を伴う場合があり得ると思えます。そういう点はだんだん私も反駁しながら話をしたんです。例えば村祭などのおみこしをかつぐ行事などもそうなんです。けつきよく現在はそういう精神でできておるとは思いますが、まあ神道指令というものはなくなりましては、ある程度今までの慣習と申しますか、世間の社会常識になつておるような点は、宜しいじやないかというような、かなりゆるやかな態度で現在はいつておるんじやないかと思えます。

○田上委員 もう一つ岸本先生に今の点でお伺いしたいのですが、政教分離というのは、それほど厳格なものかどうか。だいたい私の期待するのはアメリカのロージャー・ウィリアムスなんかの行き方から申しますと、信教の自由というのを徹底させて、そうしてむしろ国家と特定宗教と結びつくと、それ以外の宗教に対する非常な圧迫になるということが根本じやないかと思うのでありまして、そうなるとその根本は、信教の自由と直接間接にそれに対して悪い影響を与えない範囲においては、そう厳格に宗教的に何も色のつかないように行事をしていなければならぬかどうか。

これは私はいたいアメリカが、一番政教分離においては代表的な制度だと思っておりますが、そうもなつておらないし、だからちよつと今の終戦後の日本の受け取り方が、少し極端ではないかと思えますけれどもいかがですか。

○岸本参考人 結論的に申し上げますと、私は厳しすぎるという点で、行き過ぎているように思っております。なぜ行きすぎたかについては、考えてみまして、一つの解釈を持つております。それを申し上げてみますと、私は、これは二つの力が倍になつて、合力になつて、これを厳しすぎる、行き過ぎる方向に持つて行つてしまつたと考えております。

一つは、司令部の政策を見ますと、アメリカに原型になるパターンがあつて、そのパターンを持つてきている場合が多いのであります。これは、司令部の人達の頭の中に、ほかにモデルがなかつたからだと思います。政教分離というのは、アメリカで行われているパターンでありまして、ですから、それを日本にも、もつて来ることになる。それが政教分離の強調された、一つの理由であります。

ところが、たまたまその力を強化するようなもう一つの理由があつた。戦争中、アメリカ側からみて、何がいけなかつたかという点で、国家の権力と神道が結びついてきたことである。これは、どうにも切らなければならない。しかし、神道だけを切り離すことは、筋が通らない。それで、一般的に、政教分離を厳格に強行すれば、神道は、宗教の一つとして、おのずから国家から切り離されてしまう。そのような考え方が、もう一つ、はたらいたのであります。従つて、この二つの力が合わざつて、非常に厳格なことになりました。現に福田さんが御存じだと存じますが、神道関係の方や小学校の行事なんかで、たくさんの人がこの進駐軍の司令部に罰せられております。伝統的な神道的な行事をやつては、司令部からしかれていきます。そういう意味でさんざんいためつけられたものだから、その結果、厳しすぎるほど厳しくするのが、日本の戦後の伝統のようになつてしまつたのではないかと。私はそのように考えるのであります。

○高田委員長 ほかに何か御質問ございませんか。
天皇の人間宣言について記事を書かれた藤樫さんもお見えになつておりますのでなんか御質問ございましたら……。
質問が別にございせんでしたら、本日の会はこれで終了いたします。

それじやどうも参考人の方々は忙しいところをありがとうございました。ちよつと委員の方に今回のことで相談したいと思つて、予定によりまして、だいたい今日をもつて天皇に関する運用の実際についての調査というものは、一応終ることにいたしたいと思つております。その点いかがですか。

○大石委員 従来憲法の運用の実際について事実の御説明を聞いておるんですが、天皇制はいかにあるべきかという件、日本国憲法はいかにあるべきかの間において、天皇制の件はこれではないんですか。

○高田委員長 総会から付託された調査事項につきまして、まだこういう点が残されておるんじやないかということがございまして、たとえば、たとえばの事項の調査をやつておりましたが、この委員会としてその点、もしそれはよからうというような御意見でしたらば、その事項をとりあげてもよいのではないかと申します。

委員会としては他に戦争放棄と最高法規に関する運用の調査が総会から付託をされておりますが、第三十三回の総会で定められた日本国憲法の運用の実際についての調査審議の要領に従いまして、最高法規に関する規定の運用の実際についての審議にこれから入りたいと思つてますが、まずこの点いかがですか。

つきましては最高法規の運用の審議の方法や調査事項につきまして、各位からいろいろ御意見を伺いたいと思つてございまして、きょうはもう時間がございませんで、とりあえず次の会議は三月二十四日、第四木曜日に開催することにしたしまして、当日は最高法規について、特に御研究になつていらっしゃる方をお願いしまして、いろいろ御意見を伺いたいと思つております。どうもありがとうございました。

午後五時十三分閉会

出席委員

荒木万寿夫、富田健治、天坊裕彦、村上義一、大石義雄、高田元三郎、広瀬久忠、八木秀次

委員以外の出席者

会長 高柳賢三 副会長 山崎巖 副会長 矢部貞治

委員 館 哲二、一松定吉、大西邦敏、田上稷治、水野東太郎、真野 毅

専門委員

黒田 寛、佐藤 功
岸本英夫、前田多門、福田 繁、飯沼一省、大金益次郎、高尾亮一、藤樫準二